

第6回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年3月22日(木)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後 2時06分開会

原科委員長 それでは、第6回のジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会を開催します。

お手元のところにございますように、まず貿易・投資促進事業の扱いについてということで、ワーキンググループからご報告をお願いいたします。

このご報告は、ワーキンググループのメンバー、満田委員でよろしいですね。お願いいたします。

満田委員 それでは、ご報告いたします。

お手元の環境社会配慮ガイドライン策定委員会、貿易・投資促進事業の扱いに関するワーキンググループ開催報告（案）という資料に基づきましてご説明させていただきます。

今年に入ってから1月24日、それから3月9日の2回にわたりまして、ジェットロにおいて貿易・投資促進事業に関する検討を行いました。委員会からは吉田委員、宮崎委員、そして私が参加いたしまして、それからジェットロのガイドライン事務局ということで、植田さん、それから藤崎さんが出席いたしました。

どちらかという、全体の方向性ですとか、あるいは盛り込むべき内容についてのブレンストーミング的な会合でした。第2回目の会合では、ジェットロ事務局側からここに添付してあります「ジェットロ事業とCSR：議論のたたき台として」というペーパー、及び私の方からは、「ジェットロの4つの業務分野に関するガイドラインに関する意見」というようなペーパーを出して議論を行っています。

そのときに出た意見について、かいつまんでご報告させていただきます。

まず、全体の方向性といったしましては、ジェットロがみずからそのCSRあるいはその環境社会配慮というものをどのようにとらえるべきか。ジェットロとしてのポジションを明確にしていくべきであり、ジェットロ自らの業務における社会的責任、いわゆるSRと呼ばれているものの実現、そして日本企業活動を貿易・投資などの分野で支援していくというジェットロ本来の業務に基づきまして、企業の活動支援としてのCSRの促進の2つの側面から、アプローチをしていく必要がある。ジェットロは、国境を越えて活動をしている民間企業をベースに民間企業に関連した活動を行っているという性格をもつので、地球規模の経済活動に関連したSRの実現ということを念頭に置くべきであるというような意見がございました。

それから3つ目といったしましては、今の1と2、自らの社会的責任と、企業活動の支援としてのCSR、この2つは互いに連動したものでありまして、1、ジェットロのSRの実現ということには2が深くかかわっていらして、民間企業が環境社会配慮を進めるに当たって、支援を

行うファシリテーターとしての役割が重要であること、ジェトロ自身が環境社会配慮に関する情報を蓄積して、環境社会配慮を実施することによって、またその企業への支援を行うことによって、ジェトロのS Rというものも実現していくことが重要であるというような指摘がありました。

また、環境社会配慮といっても、さまざまな段階のものがありまして、最低限守らなくてはならないようなコンプライアンス、あるいは環境社会リスクを回避するというような観点があるかと思えます。事業実施におけるリスクへの対応についてですが、ジェトロが貿易・投資促進事業の実施において、環境社会配慮を取り入れていくために、ジェトロの業務に関するワーキンググループで出てきましたジェトロの4つの事業分野です。インバウンド、アウトバウンドそれぞれの輸出入促進及び投資促進だと思えますが、これらの事業分類をもとに、それぞれにおいて生じ得るリスクというものを確認して、諸外国の法律あるいは国際的な基準ですとか、枠組みなどを念頭に置きつつ、最低限行っていく環境社会配慮について明記していく必要がある。特に、貿易・投資促進事業において、留意すべきリスクについては、潜在的なもの、ポテンシャルなものも含めて、マトリックスのような形で整理していただくことが重要です。

さらに、環境社会配慮に関する働きかけは、ジェトロにとっては顧客サービスとしても重要です。こうした配慮は手間やコストは短期的にはかかることが多いわけなんですけど、長期的に見れば、結局はその企業も得をしますし、また今後その企業活動を例えば開発途上地域で行っていくためには、必要不可欠な分野であるということを明確にし、CSRの実現を奨励していくことが重要です。それから今の世の中は、大量生産消費時代から、共生の時代に移りつつあるため、こうした考え方を明確に打ち出すことが重要であるといったような指摘がありました。

一方、こうした最低限果たすべきリスクの回避、あるいはコンプライアンスの達成というものを超えたような取り組みも重要でありまして、例えば国際基準の遵守、あるいはサプライチェーンマネジメントなど、少し先の分野まで含めた環境社会配慮について、働きかけていくことが必要です。

整理しますと、ガイドラインの内容として、そのリスク管理、要は最低限クリアするようなポイントについて、ジェトロ自身が留意する、あるいは企業に働きかけていくポイントに加えて、プラスアルファの取り組みについても整理し、さらにそのグリーンエイドプランなどジェトロ自身が開発途上国で、環境技術あるいはキャパシティビルディングに関する支援を行ってきておりますので、そういったものをなるべくポジティブにとらえまして、環境社会配慮を高めていくための支援の意義というものを打ち出していただくことが重要であるという指摘がありました。

その他の意見として、「消費者団体や労働組合がどのようなポジションなのか意見をもらってみてはどうか」あるいは、全般的な話になりますが、「各国でのCSRに関する状況を見ると、日系企業が若干取り残されている感じがする。欧米企業はCSRを広い意味で競争力を高めるためのツールとして打ち出している」「日本としても各国、特に開発途上国なんかにおけるビジネスの持続可能性ということを確立させるための支援を行う意義は非常に大きいので、ジェトロの今後の存在意義を高めることにもつながる」というような指摘がありました。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

そうすると、3枚目、4枚目の資料はどんなふうになりますか。別添3ページから後の方は、これはよろしいですか。

事務局（藤崎） 私の方から。

原科委員長 では、藤崎さんの方からお願いいたします。

事務局（藤崎） それでは、ジェトロサイドから用意しましたペーパーにつきまして、ご説明させていただきます。

CSRといいましても、非常に新しい、ある意味では新しい概念でございますので、それを1つ整理をしてみることも大事であろうかということで、4ページ以降のところを私の方でまとめさせていただきました。あくまで、個人的に執筆させていただいたたたき台でございます。それで、私ども例えばジェトロとしてSRに取り組むに当たって、やはりこれまで例えばこういったガイドラインがありますよとか、経団連がこういうことをやっていると、そういった議論というものはこちらからもさせていただいたんですけれども、必ずしも具体的なSRって何なんだと、CSRって何なんだということに関して、必ずしも具体的な像というものをなかなか持つことが難しい。あるいは非常にさまざまな定義があって、機能というものの自体、収束しているわけではない。そこで1つの具体的な事例から考えてみたいということで、ここでは準備をいたしております。

それで例えば世界的な企業であるソニーでございますけれども、ある事件をきっかけといたしまして、急速にCSRの体制を組みました。それはオランダでプレイステーション1のある部品が、オランダの基準値を超えるようなカドミウム、それが検知されてしまったと。そういったことで、製品を全部回収せざるを得ないと、そういう事件がございまして、これが1つのきっかけとなりまして、ソニーとしていわゆるグリーン調達を徹底的にやるという形になりました。それがソニーがCSRに取り組む1つのきっかけでございました。ある意味で、それはサプライチェーンを意識して、特に化学品でございますけれども、このあたりの調達をいかに

うまくやっていくか。これを徹底してソニーとしては取り組んだということでございますけれども、結果としてR o H S 指令が始まる以前に、ソニーとしてはすべてR o H S 対応を済ませてしまったということになりました。それで、ソニーはグリーン調達をきっかけとしてではありませんけれども、その後、C S R 調達という形に踏み込んでいくということでございます。具体的に、ソニーという企業はどのような形に対応されたかということについて、極めて具体的ですので、わかりやすいのではないかと思います、ここでは示させていただいております。

それからC S R といいますと、ヨーロッパ、E U が非常に熱心に取り組んでおられるわけですが、これにも1つ大きな背景があると思います。それは例えば冷戦の終結を契機といたしまして、本格的に世界企業というものが成立する条件が整った。それは旧社会主義圏も含めて、地球上すべてがある意味で市場化したということです。その中で企業はどのような形に今活動しているかという、いわゆるそのグローバル化で、要するに言葉の真の意味で世界企業になって、世界中から調達をして、世界中に販売する、そういう形に今なっているわけですね。現実には大手の企業というものがそういう形になっております。そういう変化というものが、ここ十数年の間に起きている。

他方、政府の方はどうなっているかといいますと、例えばE U なんか典型的でございますけれども、やはりユーロを導入するに当たって、非常に財政規律を厳しくすることを求められる。そういう中で、政府というものはその以前からの流れがございまして、「大きな政府」から「小さな政府」へという大きな変化が起きております。そうしますと、企業というものは非常に世界大にどんどん活動をする一方で、政府というものはある意味で小さな規模を求められる。そんな中で企業活動そのものに対して、これまで以上の責任を求められるということになります。そんな流れの中に、C S R というもの、その概念自体は位置付けられるのではないかと思います。

そこで、次の段階といたしまして、実際に私どもの事業でということが考えられるのかということで、2点ほどジェトロ事業とC S R ということ、議論させていただいておりますけれども、これは議事録に載っておる事例を二通り示したものでございます。

それは1つは、例えば廃バッテリーに関しまして、これは貿易相談事業で中国に廃バッテリーを輸出したいんだがという問い合わせがやってきた。そこで、ジェトロとしては関係の法規を調べまして、中国に廃バッテリーを輸出することはできませんとお答えした。先方の法律、これは日本の法律も関連してきますけれども、先方の法律、国内の法律、いずれに照らしましてもこれは輸出はできませんので、そのようにお答えをしておるということでございますけれども、残念ながら、事実関係といたしまして、これは毎月のように例えば経済産業省のホーム

ページ見ていただくとわかりますけれども、いわゆるバーゼル条約違反ということで、嚴重注意処分がなされる、毎月1件ぐらいずつそういう事例があるという世界でございまして、そういった意味ではジェットロとして非常にこのあたりは気をつけて対応する必要があるんであろうと。そのような相談活動の中で、やはりコンプライアンスというものを促していく、そういうことは私どもの責任ではあろうと思われま

す。それからもう一つ、今度はジェットロ事業自身が直面している、例えば貿易・投資促進ですね。そういった活動の中で、例えば1村1品運動等を支援するような形の事業はございますけれども、そういった場合、当面これまではマーケティングの方を中心に意識をしてきているわけですが、ひょっとしまして、そのサプライチェーンの上流にさかのぼりますと、何か問題が生じているかもしれない。そのあたりは私どもの担当部長からも、そういう懸念はあるということでご報告させていただきました。ある意味で、今後例えばCSRという意味でいえば、そのあたりはきちんと対応していく必要はあるんであろうと、私は個人としては思っております。

それで続けまして、ジェットロのポジションと、それからマトリックス等のご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、2枚紙でジェットロ事業における社会的責任の位置づけ、それからマトリックスをつけた資料をご用意いたしました。それで、前段のところは基本的に今私が書きましたもので議論させていただいたところ、そのままでございますけれども、認識としましてはやはり冷戦後の世界市場の成立と、それに伴う企業活動のグローバル化、他方で政府、小さな政府を求める傾向がある中、そういう2つの情勢の流れの中で、企業活動というものに対する責任の所在を問いかける動きというものは非常に強まっておるわけですから、そういう中で貿易・投資促進、民間企業の活動を支援していく立場のジェットロとしてどういう観点から取り組んでいく必要があるか。といいますと、やはりそれぞれインバウンド、アウトバウンドでジェットロ事業というものは性格づけられるわけでございますので、その一つ一つについて、リスク要因を考え、これへの対処を国際的な基準に照らして行っていく必要があるんであろうと、そのように考えられます。

それで、めくっていただきましてマトリックスをつくってございます。ジェットロ貿易・投資促進事業の4分類と生じ得るリスクということで、総務の方でまとめさせていただきました。貿易促進、アウトバウンドの部分、私どもの事業といたしましては、例えば我が国、中小企業等の輸出促進という活動がございまして、これに関しましては、例えば有害化学物質や農薬を含む製品の輸出、そういったリスクがあり得るわけです。それから先ほどの廃バッテリーの話ではございませんけれども、有害廃棄物の輸出、それから輸出先における製品使用後の有害廃棄

物発生、こんなことがリスクとして考えられるわけでございます。

次に、貿易促進のうちのインバウンドでございますけれども、例えば途上国の産品を日本に輸入してくる。基本的には、サプライチェーンをめぐりまして、例えばその産品を生産している企業が、例えば汚染物質や有害廃棄物等の排出をしているのではないかと。それから、雇用の場、労働の場が強制労働や児童労働という形の問題に直面しているかもしれません。それから、資源にかかわりまして、森林の不法伐採とか、そういった問題が生じているかもしれません。あくまでリスクとしてはこういったものは想定できるわけでございます。

次に投資促進でございますけれども、中小企業等の海外進出の支援を事業として行っております。その場合、例えば事業所、工場からの汚染物質、有害廃棄物等の排出、用地取得に伴う非自発的な移転の発生、それから動植物の生息環境の破壊、強制労働、児童労働、それから地元法律によって認められた労働者の権利の不履行、雇用における差別、危険、非衛生的な職場での雇用、サプライチェーンにおける汚染物質、有害廃棄物等の排出、それから同様に、強制労働や児童労働の発生、こういったこともリスクとしては考えられます。

さらに、対日投資の場合でございますけれども、これは一部委員の方からもご指摘いただいておりますけれども、例えばハイテクですね。バイオとかナノテク等、先端的な分野におきましては、これは安全性等どうしても議論がある。あるいは国によって見解に相違がある。そういったものがございまして、少なくともそのあたりでのリスクは考えるべきであろうと思われれます。

さて、そこで今度はそういった一つ一つのリスクに関して、次の裏のページでございますけれども、これは近年急速に国際的な条約とか枠組みというものができ上がってきております。そこに私どもの方で調べた限りにおきまして、生じ得るリスクを一方に、他方にそういったリスクに対してどういった国際的な規範等に照らして活動していくのかということ、一つ一つのリスクに関しまして、整理をしております。ジェットロがSRを果たしていくためには、やはりこういったリスクをまず意識をして、それに関して国際的な条約、枠組み等に沿って、活動を行っていくべきであろうと思われれます。

以上、私の方からの説明とさせていただきます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

以上、ご説明いただきました。満田さんのこの追加分ですね。あと、今のワーキンググループからのご報告でございましたけれども、それに加えまして、満田委員からさらに情報提供ということで、よろしいですか。

満田委員 今、藤崎さんの方から、ワーキンググループが開催されて以降のジェットロとして

の作業について、ご紹介がありましたが、私の方でも本日の議論の材料といたしまして、ジェトロ貿易・投資促進事業におけるガイドライン、通称CSR分野検討事項（案）というペーパーを出させていたいただいておりますので、それに基づいて議論の論点として考えたことをご紹介させていただきます。

お手元の全部で7ページほどの文章です。この最初のページにあるのは、ワーキンググループでも提出させていただいたものなのですが、大体こんなような事項について、ジェトロの貿易・投資促進事業の分野でのガイドラインに含めていったらどうかという項目です。これは、JBIC、JICAさんなんかのガイドラインの構成も参考にさせていただいております。今後、ジェトロのいわゆる案件形成調査分野でのガイドラインの議論が具体的に行われていくと思うので、それと統合するのか、あるいは分けるのか、構成は今後考えていく必要があるのかなと思っています。

まず、〈基本方針〉といたしまして、今藤崎さんの方からご説明があったような、ジェトロ業務上で、環境社会配慮の促進を行っていく上での基本的な方針を含めていくべきであろうと。それから〈目的・位置づけ〉、これについてはまたさらなる議論が必要かと思いますが、ワーキンググループを踏まえまして、まずは〈ジェトロ自体の社会的責任の実現〉、それから〈日系企業等のCSRの促進支援〉、これらを通じまして、〈貿易・投資分野における環境社会配慮の促進／持続可能性の実現〉といったところにあるのかなと考えております。

それから、〈基本的な考え方〉といたしまして、ジェトロとしてのCSRの考え方ということを整理していく。この中にCSRというものの実現が、企業にとっても競争力を確保できるというような視点を含めていったらどうかと考えています。あるいはジェトロがやっている業務の一部でもあります。開発途上国における企業の環境社会配慮促進支援ということは重要であるというような考え方を、ぜひ強調されたいかがかと思います。

4)以降は、環境社会配慮の実現のための考え方なのですが、最低限、コンプライアンス／法令遵守、あるいは国際基準・規範の遵守というものも挙げられると思います。それから、強調したいのは、グッド・プラクティスを推進していくということだと思います。それから情報公開についての考え方を整理していく必要があるかと思います。

4.といたしまして、〈ジェトロの業務として回避すべき環境社会リスク及び促進すべき環境社会配慮の推進〉について整理していく必要があるかと思います。これは4つの分類に従っていくのか、あるいは全部をまとめた形でやるのかは、作業を通じてやりやすい方ということになっていくんだと思います。

5.といたしまして、ジェトロが支援するビジネスにおける環境社会配慮の原則、これはそ

の3番の基本的な考え方と、重複してしまっているのかもしれないのですが、例えば環境管理、あるいは公害対策、生態系保全、気候変動への対処、あるいは社会配慮、労働雇用、人権、あるいは周辺社会とのコミュニケーション、あるいは配慮、あるいは少数民族、あるいは文化などへの配慮、それから情報公開、協議、環境管理システム、ステークホルダーとの対話、サプライチェーンなどに関する考え方や原則を記していくということです。

6. といたしまして、これらのことを実施していくにあたって、参照する国際基準、国際規範、あるいは各国環境保護制度、これは非常に膨大な量になるんですが、基本的な要件などを整理してみたらどうかということです。

このペーパーに別紙といたしまして、幾つかの資料をつけております。その前に、その1ページ目の裏側に、三角形の図が書いてありますが、これはワーキンググループの議論で、ある程度シェアされたものかなと思ったことを私なりに図で再現したというものです。

まず、一般的にその貿易・投資分野における持続可能性の実現ということで、守らなければならない最低基準というものがあろうかと思っております。それは汚染の防止であったり、有害化学物質の不使用、あるいは削減であったり、あるいは強制労働、児童労働など、最も重要な労働にかかわる問題の対応、あるいは人権尊重などであろうかと思っております。こうしたものを絶対クリアしなければならない基準というものがあまして、それは回避、最小化と書いてありますが、これは回避です。回避していかなくてはならない。

それからグッド・プラクティスというものがいろいろとありまして、これは環境管理システムの構築、ISOの取得、あるいは自然資源の管理においては、例えば木材の分野でありますと森林認証、あるいは漁業の分野ですと、MSCなどの認証制度、あるいはフェアトレードの分野でも認証制度があつたりします。その認証については、別にとらなくてもよいという話があるかもしれないんですが、認証のようなグッド・プラクティスを支えているような基準ですとか、指標とか、そういった基本的な考え方があると思いますので、そういったものをなるべく実現していく。こういったグッド・プラクティスが上の方にありまして、最低ラインはクリアしつつも、上の方の貿易・投資分野におけるその市場におけるシェアといいますか、シェアが広がっていくような段階的な引き上げをいろいろ支援するためのノウハウをジェット口としてはお持ちであろうと。それが例えば環境技術の導入促進であったり、キャパシティビルディングであったりするのかなと、そういったようなことを絵で示したものです。

次のページにいただきましたしまして、これはあくまで例示でございますが、ジェット口のその貿易・投資促進事業において、環境社会配慮の項目を挙げてみたものです。この左側のリスク回避事項というものが、今の図でいきますと、最低限クリアする事項です。右側の方はそれら

を踏まえた上で実現していく方向性なのかなということを考えています。やけにたくさんあるので、これを見るとげんなりしてしまわれる方もいるかと思いますが、その企業の業種ですとか、あるいはビジネスの形態によって、おのずとこれらは絞り込まれて、数としては少なくなっていくのかなということは考えています。

これらのうち、典型的なものは既に藤崎さんの方からご紹介があったとおりなんですが、幾つかそれ以外にもあろうかと考えているものも挙げています。例えば、汚職、腐敗、賄賂、あるいは不透明な金品の授受、これは開発途上国ではいまだに見られる慣行でして、ビジネスの分野でもこういうことは毅然として排除していかなければならない事柄だろうと思います。あるいは、海外進出支援、投資支援に当たりましては、これは必要な場合ということになりますが、事業所、工場の建設に当たっての環境調査、あるいは環境社会影響評価等の実施ということがあろうかと思っています。その際に、例えばその動植物の生息環境の破壊を回避し、あるいは防止したり、その貴重動植物の商業利用の回避ですね。原材料としてこういった貴重種というものが使われることもありますので、そういったものを回避していく。あるいはその住民の自然資源利用の競合を回避していく。地元の人がとっている魚を大量にとってしまうようなことは回避していくと、そういうこともあろうかと思っています。

あるいは、農薬なんかの問題がよく問題になることがありますので、危険農薬や有害物質の不使用、あるいは使用削減、あるいは適正管理などは非常に重要な問題だと思います。有害なもののみならず、普通の廃棄物ですとか、普通の排水についても、これは廃棄物については最小化なり適正処理などが必要であらうかと思っています。

それからその下の方にいきまして、貿易の取引の拡大につきましては、特に先ほども出た地域住民との自然資源利用との競合というものがあろうかと思っています。あるいは外来種の輸入の問題は、今非常に大きな問題となっておりますので、偶発的なものも含めて外来種の輸入は避ける手段を講じることが必要だと思います。あるいは、農薬管理も含まれますが、生産における危険、有害物質の不使用、使用削減など。あるいは生物多様性条約の関連で重要性が認められてきているのが、野生動植物の遺伝資源をめぐる伝統的な知識の保護、それからそのことによって得る利益の地元への還元といったような、そういったこともあろうかと思っています。

右側がそういったリスク回避を超えた環境配慮事項かなと思っているんですが、これは例示に過ぎません。ただ先ほど言いましたように、全体的な方向性としてはグッド・プラクティスを推進していくための技術の移転ですとか、環境配慮型のビジネスの促進、あるいは地元産業の環境社会面でのキャパシティ向上などが非常に重要になってくるのかなということを考えています。それとあわせて、フェアトレード、あるいは認証産品、あるいは地元産業の資源

の利用の仕方そのものですね。そういったものも考えていく必要があるかと思います。

それからその次のページが、これも例示ですが、以前ジェットロが説明されたジェットロの業務の各ステップにおいて、どういう環境社会配慮が考え得るのかなということを示したものです。最初のページが海外投資支援の業務フローです。海外投資支援において、ジェットロがステップ1からステップ6まで各種の支援を行っていくわけですし、それからその相手側企業も各種のアクションをとっていくわけなんですけど、そのプロセスの中になるべくこうした環境社会配慮というものを組み込んでいく必要があると。まずはジェットロとしてはその環境社会配慮ガイドラインなるものを説明しまして、進出先の国や地域における環境情報を提供していく。提供していただくだけではなくて、相手方のそのビジネスの中で環境社会上、どういうリスクがあるのかということを描き出し、リスクが高い場合は、極端な場合は撤退ということになるかもしれないんですが、代替案というものを提案していくということも必要なかなと思っています。あるいはその企業さんがビジネスを開始した後は、環境マネジメントシステムの構築、あるいはその他の環境社会配慮を実施していく上で、適宜、支援ですとかアドバイスをっていくのかなと。相手側企業についてもその進出に当たって、中小企業が多いということですので、それどころではないという方もいらっしゃるのかもしれないんですが、そういったリスクもありますので進出候補地の環境情報の収集、あるいはその環境対応のインフラレベルの確認ですね。あるいは事業計画などに、こういった環境社会対応を組み込んでいくことが必要とされていくかと思います。

その次のページが、貿易拡大フローとジェットロとして可能な環境社会配慮事項を、これもまたジェットロが説明して下さったステップに応じて考えられると思った事項を書いたものです。これはジェットロと相手国側のカウンターパートで、二者で実施されていくということなので、特に分けずに書いています。

まず、一番重要なのが、有望製品の発掘の段階かなと考えています。有望製品に関してどういうリスクがあるのかなのか。例えば生息域の破壊、あるいはその生産において人権侵害が起こっていないかどうか。野生動植物の乱獲などは生じていないか。農薬の不適切な使用がないか。外来種の移入などの可能性がないかというリスクの有無を一応確認していく。そうしたリスクがある場合は、回避ですとか代替案も検討していく。あるいは、このビジネスはフェアトレードにつながるか。そういったフェアトレードの基本原則に則した案件形成の可能性も検討していく。あるいは認証がとれる場合は、とった方がそれはひょっとしたら日本国内では付加価値がついて売れるかもしれないということもあるかもしれませんので、そういった可能性も検討していく。あるいは実施段階では関連する国ですとか、地域の環境法制度を確認す

るとともに、サプライチェーンなんかの確認手法も検討していくなどです。あるいは実施段階においては、生産に当たっての環境管理システムをつくっていくと同時に、公平な価格設定ですとか、あるいは可能な場合にキャパシティビルディングなどを行っていくということが考えられるかと思います。

3以降に、I F Cの政策とパフォーマンス・スタンダードの内容という紙をつけさせていただきました。これはなぜつけたかといいますと、検討会の議論の中でも何人かの委員の方々から、I F Cのパフォーマンス・スタンダードはぜひ参考にすべきだというような意見が出されたこと、先ほど説明した環境社会配慮事項を書き連ねながら、網羅的な項目から絞り込んでいった方が早いのではないかというような気もしてはしまして、I F Cのパフォーマンス・スタンダードを改めて見たところ、さすがにいいいますか、民間企業への融資を通じた関与をしているという機関で、融資という部分がジェットロとは異なってはいますが、民間企業の持続可能なビジネスを支援するという意味では共通していると思われまして、非常に網羅的な項目が並んでいるので、参考になるかと思います。

I F C社会と環境の持続可能性に関する政策という右側に書いたA4横置きのパーパーは地球人間環境フォーラムが仮訳したものです。このパフォーマンス・スタンダードは非常に膨大な量なので、何とかぱっと一目で見れるようにできないかと思ってつくったのが、別紙3です。パフォーマンス・スタンダード自体は全部で8つありまして、1が社会環境評価及び管理システム、2が労働者と労働環境、これはジェットロの業務の中でも非常に重要な分野ではなからうかと思えます。それからパフォーマンス・スタンダードの3が、汚染防止及び削減、これも非常にかかわりがあるかと思えます。パフォーマンス・スタンダードの4が地域社会の保健及び安全・治安、5が用地取得と非自発的移転、6は生物多様性の保全と、持続可能な自然資源管理、7が先住民族、8が文化遺産です。

長い時間とコストと幅広いなステークホルダーとの協議を重ねてつくっていったもので、恐らくこれ以上広い配慮事項というのはないのではなからうかと思えます。この中で特にジェットロの業務と関係が深いもの、あるいは全然関係ないものを検討しながら、こうしたパフォーマンス・スタンダードに書かれているコミットメント、あるいは要求事項といったものをベースに議論を進めていくもの1つの手かなと考えております。

原科委員長 どうもありがとうございました。I F Cの大変広範な中身になっておりますけれども、これも最後、表の形で整理していただきました。

それではこの件につきまして、まずご質問等ございますでしょうか。ワーキンググループからの報告、及び満田さんからの、あるいは藤崎さんからの情報提供がございました。

どうぞ。

清水部長 産業技術農水産部長の清水でございます。一、二点確認をさせていただきたいのですが、ワーキンググループの資料はどれでございますでしょうか。「開催報告」という資料と、「ジェットロ事業における社会的責任の位置づけ」がワーキンググループ資料ということでしょうか。

そうすると、満田委員のご説明された資料は、ワーキンググループではまだ議論されていない、本日初めて出てきた資料という理解でよろしいのでしょうか。

分かりました。

ワーキンググループの概要について、一、二点お伺いします。1つは2ページ目のところにございますけれども、「GAP等を通じて行ってきたジェットロの開発途上国における環境技術向上支援など、環境社会配慮に向けたポジティブな支援を打ち出してみてもどうか」といったお話が書いてあります。これは多分、満田委員の資料の2ページ目の、三角形の絵の右側にある「環境技術の導入促進など」というものとリンクしているのかとも思うのですが、これがどういう趣旨なのか、ぜひご説明を賜ればありがたいと思います。

私は極めて違和感を持って聞いていました。我々が今議論をしているのは、ジェットロの事業の中において環境社会配慮をどうするかという話であって、こうした環境技術などの事業をジェットロがすべきである、といった事業についての議論ではないと考えるからです。確かにこのGAP事業では、環境技術導入等を目的としているわけでございますけれども、また、これは受託事業だったと思いますけれども、経済産業省からの受託という形で、ジェットロが分担出来るところを実施している事業です。例えば、NEDOであるとか、他にやるべき実施主体があれば、そちらが実施する形になるということかと思えます。「こういう事業をジェットロが受託すべきである」という議論をこの委員会の場で行うのは、多分委員会のマンデートを超えていると思います。そういった議論は、ジェットロの評価委員会の場で議論されるべきお話ではないかと思えます。そのあたり、私の理解が違っていれば、ぜひご指摘をいただきたいと思えます。

それからもう一点、これはぜひ教えていただければと思う点です。このワーキンググループの議事録の2ページ目の「その他意見」のところでございます。「各国でCSRに関する調査を行っている、日系企業は取り残されているという感じがする」という記述があるのですが、このあたり、もし何か具体的にこういう事例があるということで情報をお持ちでいらっしゃれば、ぜひ教えていただければありがたいと思えます。具体的なイメージを持つことが難しいものですから、具体的にこういう取り組みが各国において存在するのだという事例があれば、ぜひ教えていただきたいと思えます。

以上、2点でございます。

原科委員長 2つございました。まず藤崎さんどうぞ。

事務局（藤崎） 補足で説明をさせていただきますけれども、まず部長がおっしゃられた1点目でございますけれども、基本的にこのワーキンググループ開催報告に関しましては、基本的に委員の方々から指摘をされたご意見をまとめたものでございます。それで当然、部長がおっしゃられましたとおり、GAPに関しましてはこれは私ども受託でやってきたわけでございますので、そのことについては事実関係としてワーキンググループの中でもご指摘は私どもの方からさせていただいております。要は、きょう恐らくそういったところをちゃんと委員の皆さんと共有すべきなんだと思いますけれども、やはり若干、ジェトロがやっている事業に関するイメージというんでしょうか、認識がちょっと職員とそれから委員の皆さんとの間で、ちょっと若干ギャップがあるのではないかとこのことを危惧しております。確かに、ポジティブな方向を伸ばせばいいとおっしゃられる気持ちはわかるんですけれども、例えばそれはただ経済産業省が決めておやりになった事業の一部を、私どもが例えば受託という形でやらせていただくとか、そういったことございまして、必ずしも私どもが決めて何かをやっているというわけではないという部分、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、CSRのところでございますけれども、これもワーキンググループのメンバーの方からいただいた意見がそのまま載っているということでございますけれども、例えば私が申し上げましたとおり、例えばソニーはR o H S 指令をはるかに早い段階でといたしまして、指令自体は去年の6月に始まりましたけれども、ソニーは3月時点でもう既にこれを構築できる体制を構築しておったようなわけございまして、また積極的に海外の企業とも組んで、CSR調達をするなどされており、一口に日系企業と言いましてもこれはかなり企業によってパフォーマンスに開きがあるのではないかと思います。日系企業についての一般的な評価というのはなかなか難しいと思います。また、CSR自体の定義づけ自体が非常に幅広いものでございますから、そのあたりはなかなか一般的な議論は難しいのかなと、私は個人的にはそう思います。

以上です。

原科委員長 それでは満田委員どうぞ。

満田委員 今、2点ご質問とご指摘をいただいたんですが、可能性として、開発途上国に進出する日系企業、特に中小企業において、環境技術や公害防止技術、あるいはその他の環境社会配慮に関するその技術というものは、ニーズが高い分野だと思っています。そういったそのニーズをうまくこの環境社会配慮の向上というような文脈で、ポジティブに位置づけまして、

GAPにかかわらず、ちょっとしたアドバイス、あるいは環境技術に関する情報整備などだけでも、非常に役に立つ分野です。ですからここはこの委員会のマンデートを超えるとかそういうことではなくて、若干広めに議論をして、可能性として追求されたいかがかと考えております。

それから、CSRに関する状況なんですが、私何カ国かのアジアの国を訪問した感じだと、要はその国で不足している環境管理、あるいは社会問題の改善の役割を企業にも求めているというような流れができているのかなと感じております。それを促進するために、各国政府もCSRということを声高に唱えておりまして、アジアン・フォーラムCSRですとか、CSRに関する国際会議、あるいはCSR賞、あるいはCSRに関するネットワークがアジア諸国で形成されつつあります。ところが、CSRに関する国際会議とか、ネットワークに対する参加者を見ますと、欧米企業あるいは地場の企業が多く、日系企業は少なく、さびしい感じがしないでもないです。

欧米企業がなぜここまでCSRを熱心に声高に唱えているのかなということを考えると、もちろん良いことだから進めると、そういうこともあるんですが、ビジネス、ブランド価値を高めるですとか、その国である意味、ビジネスを有利に進めていくために、CSRを利用しているという意味もあるのかなという感じもしております。中国なんかで、GTZがCSR促進のプログラムをつくったり、会議を開催したり、中国政府と協力し合って、中国企業の環境社会配慮を高めていくような活動をしているということも仄聞しています。それは、国際協力の一環としてもやっているんですが、プラス、ドイツ企業にとっての取引先である中国企業の環境社会パフォーマンスを高めることで、自国企業にも有利なようにしているのかなという、そういう面もあると考えています。ですからそういうような視点で、貿易投資の分野というのは非常にCSRというのが今広がりつつあるので、こういう波に乗っかるということも重要と感じた次第です。

原科委員長 ありがとうございます。

戦略的にCSRを使ったらどうかというご意見だと思いますが、この辺はどうでしょう。この今のご意見に対しては。

清水部長 今の2点ですけれども、前者に関しては、私は地球環境に貢献するようなビジネスを「やるな」と言っているわけではなく、実施すればいいと思います。しかし、ここで議論をしているのは、どういうビジネスをジェットロはやるべきかという議論ではなく、ジェットロのビジネスの中における環境社会配慮の議論です。あれをやるべきこれをやるべきという議論は、この委員会のマンデートを超えているだろうと申し上げた次第です。もちろん、一般論として、

「こういった意味のあるビジネスがあるぞ」というお話をするのを妨げるものではありませんけれども、その線引きは明確にしておく必要があるのではないかと考える次第です。

それから、もう一つのCSRについては、ブランド価値としてうまくCSRを使うというのは、これはまさにビジネス戦略として企業の方が考えられれば良いと思います。私が「具体的な事例にどんなものがあるのか、もしご存じであれば教えていただきたい」と申し上げたのは、CSRといっても多分いろいろな定義、いろいろな活動があると思いますので、我々の認識を共有化する意味でも、例えばこんな活動があるという具体的事例があれば、お聞かせいただければありがたいとの趣旨で申し上げた次第でございます。

原科委員長 何かそういう具体例がございますか。

満田委員 私が見聞した中で、幾つか印象深いなと思ったのは、ある食品関連企業さんがフィリピンで事業展開をされており、本社が調達におけるコンプライアンスということを始めましたんですね。そういう本社方針を打ち出して各国企業に対して、調達先のコンプライアンスまできちんと確認すること、すなわちCSR調達の第一歩として例えば排水基準、排出基準を守っているかどうかということもチェックしなさいというような指令を出したわけです。

これに対して、フィリピンでまずその企業がしたことは、サプライヤーさんにアンケートをとったわけなんです。

原科委員長 その企業はどこ国の企業ですか。

満田委員 フィリピンです。その企業のサプライヤーは中小が多く、4割程度しか環境法を遵守していなかった。ただ、それはいろいろな限界があるからであろうとその企業は考えまして、サプライヤー支援を始めたわけですね。サプライヤーを集めて、まずどういう法律があるか、どういう技術があるか、あるいはサプライヤーから研修生を受け入れて、環境管理システムをそれぞれの企業においてつくってもらって、それを実施するためにそのサプライヤー同士の情報共有の場を提供したわけです。

そのことによって、飛躍的にそのサプライヤーの環境パフォーマンスが向上しまして、非常によい効果を得たと。そのサプライヤーの中には、それをきっかけにしまして、その自治体、バランガイなんかと、共同で、食品関係なのでやはり排水、廃棄物が問題となりがちなんです。そういった廃棄物処理、あるいは排水処理施設を設置してコミュニティが共同管理するような施設をつくられたようなケースもあると。その企業の場合はサプライチェーンというものをてこにして、その国に貢献したという例なんです。そういった例もあります。

あるいは日本企業さんの中でも、中小企業さんながら、それは漬物工場なんです。原料となるキュウリですとか、あるいはショウガの買い取りにおいて、農民たちに農薬をこうやって

使ってくれですとか、あるいは買い取り価格を公正な値段、それはフェアトレードの認証をとったとかそういうわけではないんですが、そういった精神を实践されていて、非常に地元社会から感謝されているような企業もいらっしゃいました。

ちょっと思いつく限り、そんなようなことを挙げさせていただきましたが、詳しくは地球人間環境フォーラムが、「CSR in Asia」といったキーワードで2年間調査をしており、ご興味があれば報告書がございます。

原科委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。CSRに関して、個別のこのジェットロの業務の中で云々ということはこの我々の委員会の対象とは言えないのではないかというご意見ですけれども、でも関係ないわけではないので、その辺、どう線を引くかです。

松本委員、どうぞ。

松本委員 そこは私もその後の案件形成のところでも議論が出てくると思うので、とても重要だと思っています。要するにジェットロとしてこれはやはり最低限審査という段階でクリアしなければいけないというものの議論はするとしても、今の満田委員の中にあったようなこういうものを積極的に進めていくという、それは別にマンドートではないわけですけれども、そういうものを委員会としてガイドラインに盛り込むことを提言するということは、私は全く問題ないというか、むしろ我々はそういう議論もした方がいいと思います。

1つ、その件で伺いたいのは、その受託事業についてですけれども、随意契約なのか、それともジェットロ側から積極的に手を挙げていくのかということについても、少し伺いたいと思うわけです。つまり、ジェットロのそうしたノウハウを生かせるような受託事業というのが、いろいろな省庁にあって、それにジェットロが積極的に手を挙げて企業を支援していこうということは、もちろんジェットロの意思としてできる部分もあるのかというふうに思っていますので、一般的にジェットロがいう受託事業というのは、経産省から言われてやっているだけなのか、それともやはりジェットロのノウハウ、これは生かせるだろうというジェットロとしての考えに基づいて、そこに手を挙げていっているのか、その点についてはちょっと教えていただきたいと思っています。

原科委員長 では、今の件、ジェットロの今いろいろな事業の中で、受託と……手を挙げるか……いろいろな多様な事業をやっておられるわけですけれども。

清水部長 受託事業はたくさんありますので、私が一般論を申し上げるわけにはいかないかと思いますが、案件形成に関しては、公募がなされて我々が応札をし、最終的に落札したという形になっているものでございます。したがって、ジェットロのネットワークを使い実施できる

であろうという案件に応募したものでございます。一般論として申し上げれば、やはりジェトロのミッションは決まっておりますので、ジェトロのミッションから外れるものに対して応札をするということではできません。従って、応札できる業務の範囲は決まっているということをお知らせいたします。

他の担当部の方からはまたいろいろとお話があるかと思えます。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 その場合、今ここで議論をしているそのグッド・プラクティスにつながるような環境技術の導入であるとか、ビジネスとしてはやはり進んだノウハウをどこからか学んでやることによって、さらにそのビジネスがサステナブルな形、あるいは環境配慮型になっていくというような支援をすることというのは、ジェトロのマンデートとして含まれているのかどうかということ、つまり、もしそれはジェトロとしてやってはいけないということになれば、我々もここで幾ら提言してもしょうがありませんけれども、それは設置法なり業務方法書の中で、ジェトロがやるべき仕事として、そういうものが含まれるかどうかということについては教えていただきたいと思えます。

清水部長 これは私のセクションから申し上げられる話ではなく、ジェトロ全体の経営方針の中でお話しすべきなのかと思えますが、途上国支援というのは1つの柱があります。従って、対途上国支援の中で行う業務については、ジェトロのミッションの中でも十分考えていける話だと思っています。

ただ、誤解のないように申し上げておきますと、先ほど私がGAPの話で申し上げたのは、GAP業務自体がまさに環境に資する事業ですけれども、我々が現在行っているのは、その業務が環境に資するのかどうかという議論をしているのではなく、事業を実施していくときに、その環境社会配慮をどうするかというお話です。

従って、「あの業務をとりに行くべき」とか、「こういう業務をジェトロがやるべき」というお話をするのは、この委員会のマンデートを超えているのではないかと申し上げた次第です。なぜなら、こういう環境関連事業にしても、例えばNEDOとか、他団体がございますので、こういった機関との仕分けというのは当然出てまいります。ジェトロが何でもかんでもやればいいという性格のものではないだろう、ということをお知らせしたかったわけでございます。その点をご理解いただければと思えます。

原科委員長 よろしいですか。

藤崎委員どうぞ。

事務局（藤崎） 私は本来はジェトロ本部の者ではございませんので、認識に間違いがあっ

たら、本部の担当の方からご指摘いただきたいと思いますが、一時期、私、GAPに関連いたしまして仕事をさせていただいておったんですけれども、要はGAPに関しましては、経済産業省の技術協力課が基本的な主体です。それで実は経済産業省はさまざまなツールを持っています。AOTS、JODC、それからNEDO、それから傘下の財団法人で、水関係をやっているところもあれば、それから省エネやしているところもある。そういうたくさんのツールがあって、それを経済産業省の方でまとめてやる。そのときの例えば事務局をジェットロがやるとか、そういったことなんですね。ですから、基本的には経済産業省が自分たちの方針としてこういうことをやる。については、周りにいて手伝ってくださいという、そういった形で進んできているということでございます。事実関係としてはそういうことだということをお知らせいたします。

松本委員 私はこのワーキンググループではないんですけれども、特にGAPにこだわると話がそういうふうになるのかもしれませんが。ちょっとGAPは置いておいて、ジェットロとしてその環境技術向上の支援というようなものを、プロアクティブというか、ジェットロ側として積極的に進めていこうというようなツール、一般公募も含めて、ジェットロとして使えるようなツールというのは、特に存在していないということなんですか。

清水部長 少なくとも、私どもの部ではそういうツールは持ってありませんので、公募、受託の枠を使って案件形成の事業をしております。ほかの部の事業については、それぞれまたコメントがあるかと思えます。

池山課長 ジェトロの事業の全体の決め方をお話申し上げますと、まずジェットロでどういう事業をやるべきかというのは、まさに国の方でジェットロに対して中期目標というのを示す形になっています。その中で、ジェットロとしてやるべきものは何かというのが決まっております。それはこれまで各部の方から皆様にご説明したようなことございまして、そういう意味からいえば、我々はそのミッションをどういうふうにこなすかというのが、一番大きなテーマになっています。その観点で、必要な事業をとりに行くということになっていまして、我々として得意分野であるところをとりに行くという形になっておりますので、環境事業をやるべきかどうかという議論になってきますと、またそちらの大きな話としてやっていかなければいけないということで、そういうことから今現在、我々の事業というのを決めていくということであれば、必ずしもこの場で議論をするのがいいのかどうかというふうな話になっているということだと思います。

原科委員長 ちょっと中期目標をつくるのは、国が示すんですか。なんか独立行政法人になれば、法人側からも意見を出して協議して決めるんじゃないんですか。外部委員会かなんかで。

池山課長 中期目標の設定の仕方は、所管大臣が示す形になっておりまして、外部委員会としましては、評価委員会というものが国の方に設置されておりまして、そこが審議するという形になっております。したがいまして、そこでもうすべて決まってくるんです。

原科委員長 一方的にはないでしょう。ジェットロ側からも意見を出すんじゃないんですか。

池山課長 意見は。

原科委員長 独立行政法人というからには、ジェットロの主体性はないとおかしくないんですか。国立大学法人の場合は、中期目標は大学が出します。そして文部科学省がそれに対してチェックするという、相互の関係でやっていますけれども。

池山課長 法律的には目標は国が我々に対して提示する。

原科委員長 全然、ジェットロは意見を出さないんですか。

池山課長 はい。その場において、我々は出て意見を述べる形、審議会に出させていただいておりますけれども、基本的に制度的には国が出します。

原科委員長 独立という意味は余りわからないですね。

池山課長 それを受けて、我々がそのミッションをこたえていくための計画をつくっていくということになっておりますので。

原科委員長 目標は示して、計画はジェットロがつくるということですか。

池山課長 まさに独立した形でどう処理するかというのは、我々の判断でやっていくという形になっておるところです。

原科委員長 よろしいですか。

それで、もうしばらく議論を続けたいと思いますけれども、今の件に関しましては、大体一区切りというところでしょうか。そうしますと、このガイドラインの中で、今のちょうど議論になりました7番目の項目です。この辺はちょっとこのワーキンググループでまとめた意見は、少し踏み込み過ぎなのか、あるいはこのぐらいいいのか。どの辺のところかで考えてよろしいでしょうか。GAP等を通じて行っているジェットロの開発途上国における環境技術向上支援、これはたまたまそういうことがあったということで、本来的なものではないというのでいかがでしょうか。

満田委員 ここの書き方が誤解を招いているのかもしれないんですが、意図としては環境社会配慮に向けたポジティブな支援の意義をそのガイドラインの内容として打ち出してみてもどうかと。もちろん、個別具体的にこうすべきとか、そういう話ではなくて、要はその環境技術向上支援などの意義というものを打ち出したらどうかと、そういう提案です。訂正いたします。

原科委員長 リスク管理だけではなくて、キャパシティビルディングと書いていましたが、

そういうようなことに対しても、ポジティブな支援を打ち出してはどうかという意味ですね。というような意見だそうでございます。

この点に関しましては、今のようなことでよろしいでしょうか。

藤崎委員どうぞ。

事務局（藤崎） 事務局から続けて議論させていただいてちょっと恐縮なんですけれども、今の議論なんですけれども、要するにポジティブな方向で何か活動するということには、例えばジェットロ事業というのはどういうものなのかについてなんですけど、共通の認識を持っていただきたいのは、要は例えば貿易相談業務等で、例えばちょっと事業のイメージを共有したいんですけれども、要は例えば貿易相談がありますね。例えば丸ごと私どもが何かご支援をするというのではないんです。単発的に非常にアドホックな形で例えば相談が来まして、それに対して対応していきますということでございまして、逆に余り例えば私どもから何らか、それ以外のところを例えばお答えしたりすると、逆にある意味でおしかりを受けてしまう世界なんです。

そのあたりはちょっとイメージとして共有していただきたいんですけれども、必ずしも、例えば民間企業さんにとってはジェットロというのは、要するに相談をして答えてくれればいい存在であって、それ以上に踏み込むということは、非常に私どもとしてはやりづらい。例えばソニーさんの例なんか典型的ですけれども、ソニーさんがああいうことができたというのは、基本的に要するに自分たちが調達する側なんですよね。ですから極めて強制力がございます。しかし、私どもの事業というのは、必ずしもそういうものではございませんので、非常に難しい部分がございます。そのあたりはちょっとご理解いただきたいと思います。

原科委員長 アドバイスするということですか。むしろキャパシティビルディングというのは、ですからジェットロの職員の皆さんのキャパシティビルディングというか、アドバイスのときにそういう環境社会配慮は非常に大事なポイントだということですね。そういうようなこの内部的なことをやっていただくのがまず最初だと思います。そんな感じがしますね。そういうようなガイドラインとしては、むしろそれをポイントを書いた方がいいのではないんですか。どうですか。

事務局（藤崎） 私も12月だったか、第3回の委員会でもお話をさせていただきましたけれども、とにかく私たちが自分で意識しなければいけない、例えば法令とか条約とか、そういったものがもう非常に多いことに、実はびっくりしております。ですから、例えば私どもの業務に関連して、気をつけるべき法律、条約、そういったものがとりわけ90年代後半からもう激増しているというのが現状だと思いますので、まずはとにかくそういったものもきちんと内部的

に、こういったものもあるんだということを認識することが第一歩かと思います。

原科委員長 先ほどご提供いただいたこの資料、裏にたくさんありました。もっとありますね。これよりね。ここに一覧表がありますけれども、もっと概括的、包括的なものとして、例えばオーフス条約なんかもございます。これは環境管理のための環境情報の公開と、それから環境政策意思決定への参加、そして訴訟制度との連動、3点セットでやるという、これが国連の欧州経済委員会ではもう条約になっておりまして、日本も先進国ですから、当然これに加盟するべきだという声が随分あります。そういうようなことも当然考えなければいけないところだろうと思います。

柳副委員長 関連ですけれども、オーフス条約は、EUも3つともすべて発効しましたので、それとあとEU - REACHもここに書いてありますけれども、EU - REACHの場合、規則ですので、規則と書いておいた方がいいと思います。ほかは指令と書いてありますよね。だから指令の場合は、一定猶予があって、各国が法制化をしなければいけないんですけども、規則の場合は、それは直ちに法律になりますので、各国はその対応を具体的に何もしなくても、それが法的な役割を持っているということで、最近、日本も中小企業がREACHについてはいろいろとシンポジウムをやっていますから、関心が非常に高いですね。僕も先日、環境省がやっているEU - REACHの説明会を聞きに行きましたけれども、会場は400人ぐらい、多くは中小にもアンケートをとったりしていたので、そのことで多くの企業の方が来られていましたので、そういった意味での正確な情報提供というのも、ジェットロとしては重要な役割だろうと思いますけれども。

原科委員長 ありがとうございます。

そういうようなことでは、アドバイザーとして重要な領域になってくるのではないのでしょうか。ジェットロの役割として。

村山委員、どうぞ。

村山委員 私がときどき欠席をしてしまっているからかもしれないのですが、先ほどの藤崎さんから話があった点とも関連するんですけども、ジェットロと企業との関係の度合いというのは、相当多様なのかどうかということですね。というのは、例えば満田委員の資料の中で別紙2とか別紙3で、業務フローとの関係で整理をされていて、これは非常にわかりやすいのですけれども、すべての企業がステップ1から関わっていて、こういったステップに毎回参加をしながら、ジェットロと意見交換をして事業が促進されていくのか、あるいはそれぞれのステップのどこかでぼっと入ってきて、また出ていくとか、あるいは部分的に参加をしているとか、そういった多様な形になっているのかということなんですね。というのは、案件形成の場合は

最初からすべて関わっていて、非常に議論しやすいと思いますが、途中で入ってくるとか、あるいは最初だけとか、そういった状況だとどういった支援や情報が有効なのかというのは非常に議論しにくいと思います。

少し私が思っているのは、責任の範囲ということで、例えばジェットロが関わっていながら、望ましくないことが起きたということになった場合に、どこまで責任を持つのかということも考えますので、企業の関わり方というのは非常に多様なのかどうかということ、もう少し明確にさせていただけるとありがたいと思います。

原科委員長 では、この件、お願いします。藤崎委員どうぞ。

事務局（藤崎） 極めて多様です。それで、貿易相談等に関していいますと、非常にアドホックな形で、どういう段階で入ってくるかということ、要するにその企業さんが何か困ったとか、そういったことがあって初めて、それも例えば大企業でしたら自分たちでネットワークを持っておりますから、聞いてくるということはなく、実はアドホックに特に中小企業の方たちから、例えば相談を持ちかけられるといったのが基本的な姿で、極めてそういった意味で多様で、かつアドホックなものでございます。かかわり方としては、

村山委員 例えば、その場合にサプライチェーンという話になると、関係する企業間に結構濃密な関係があり、情報をやりとりしないとなかなか議論できないような気がするのですが、そういう関係ばかりでもないという、そういうイメージを持っていけばいいでしょうか。

事務局（藤崎） 私が答えていいのかわかりませんが、もし本部の方で適切なご回答がございましたら、フォローしていただきたくはありますが、確かに、もう議事録にも出ておりますとおり、例えばサプライチェーンで上流にちょっと不安を感じるねとそういった付き合いの場合もございます。しかしながら、それがすべてではないと。多くの場合、持ちかけられるといいますのは、丸ごとというのではなくて、その企業さんがお困りになったときに助けてくれますかという形での付き合いになると思います。

原科委員長 どうぞ。

澤田部長 貿易開発課の澤田と申します。

貿易開発部では、ツールとしては専門家を現地に派遣していろいろ指導をするという仕事が多いですけれども、具体的な現場でどういうふうにして指導対象の企業が決まってくるかといいますと、まず現地側のカウンターパートというのを立てます。具体的には現地の工業会や商工会議所などです。

そのカウンターパートと現地のジェットロ海外事務所が協議を行い指導する分野を現地側からの要望に沿って決定しそのカウンターパートにどういう企業を選定するかはお任せいたします。

したがいまして、そのカウンターパートの方で選ばれた企業に対して指導を行ったり、あるいはセミナーを開催したりするわけですが、そこでしばしば起こるのは、専門家が現地に到着するまで指導対象企業がはっきりしないとか、指導することになっていた企業が直前で入れ替えられるといったことが起こります。

そういう面では事業の実施に先立って必ずしもある特定の企業を特定できて最初から深くかわって川上まで上がっていけるかという、現場的感覚からするとなかなか難しいところがあるのが実情です。

原科委員長 そうしますと、アドバイスするという場合に、コミュニケーションの問題が大きいと思いますけれども、むしろそのカウンターパートの方にそういう環境社会配慮の意義をしっかりと理解していただいて、そのノウハウとか、基本的な知識・情報を提供するということになりますね。ある意味の何かキャパシティビルディング的な機能も果たさなければいけないような感じを受けましたけれども、いかがでしょうか。

澤田部長 基本的にカウンターパートの方にそういった点を認識していただき、その上で本当に現地で問題を起こさない企業を選定いただくという意味での取り組みというのはジェットロとしてはあり得るのではないかと思います。

原科委員長 そうしますと、このCSRに関する部分に関しましては、そういった面もかなりクリアにガイドラインの中で位置づけて記載した方がよろしいように思いますが、いかがでしょうか。もちろん、内部でのキャパシティビルディングは基本ですけれども。それに加えてカウンターパートの皆さんとの関係も考えるということです。

それでは、CSRに関しては4つに分けて整理していただきました。これは2枚ものの4分類ということで、貿易の促進、投資の促進に分けまして、アウトバウンド、インバウンドに分けて、四分表の格好ですけれども、おおむねこのような概念として整理してよろしいでしょうか。こういうことで概念を整理できるのであれば、具体的なガイドラインづくりの作業にもう入るようなことを考えたいと思いますけれども、早過ぎますか。

松本委員 きょう、満田委員の方から出されたペーパーはガイドラインの目次案のような形をとっていますけれども、これと重なるところもあれば、重ならないところもあると思うので、もし少し時間が許すのであれば、きょう満田委員が配られた検討事項案の1から6という項目、これについて少し議論をしてもいいかなと思います。

原科委員長 これは目次構成と考えてよろしいでしょうか。こういうような目次構成でガイドラインをつくりたいと。さっきの四分表の4番のところですね。ジェットロの業務が成立するとこのようになるということで、基本的な共通の認識があると思いますけれども。

それでは、今のご提案ですので、この満田委員が出されたメモの1番から6番まで、こんなようなストラクチャーでよろしいかどうか、ちょっとごらんいただきたいと思います。これは満田委員個人というよりも、皆さん議論された結果を反映していると思いますので、ある程度……そうでもないですか。

事務局（藤崎） そうでもない。

原科委員長 と思いましたが、そうでもないようですので。ただ、報告書の体裁という、大体こんなような格好になる場合が多いですね。

では、これは大体時間が半分ぐらいまりましたので、少し休憩をとりたいというような感じもあるようですので、若干休憩をとって、その間に考えていただいて、後半でお話ししましょうか。

では、今3時半をちょっと過ぎておりますので、10分程度休憩をとります。あの時計でいくと45分、45分までにはお戻りください。あの時計です。では、ちょっと休憩いたします。

午後 3時30分休憩

午後 3時43分再開

原科委員長 では再開いたします。

ちょうどこの直前に目次構成として、こんな具合でいかがでしょうかと申し上げました。満田委員の準備していただいた資料ですけれども、1．基本方針、2．目的・位置づけ、3．基本的考え方、4．ジェトロの業務：回避すべき環境社会リスク及び促進すべき環境社会配慮の推進、5．ジェトロが支援するビジネスにおける環境社会配慮の原則、6．参照する国際基準、国際規範、各国環境法制度の基本要件などと、このような目次案が提示されております。ただ、これはワーキンググループで決まったところではなくて、今のところは満田案とお考えください。いかがでしょうか。

最初の基本方針と目的・位置づけというのは、こんな書き方でよろしいでしょうか。スタートとしては、目的というのはむしろ先に書くように感じますけれども、どうでしょうか、これは。ガイドラインの目的。

どうぞ。

事務局（藤崎） 幾つか、やはり考えなければいけない点がございまして、といたしますのは、先ほどもやりました議論と重なってくるんですけれども、例えば2の目的・位置づけのところ、日系企業等のCSRの促進支援ということがうたわれておりますけれども、精神論としてはいいんですけれども、私ども基本的に例えばそういう形でアクティブに企業さんに働きかけるということは、業務の性格からいってなかなか難しい部分がございます。ある意味で非常に

受け身のところがあるものですから、少なくとも私どもジェトロ自体がどういう社会的責任を果たすかということ、そういう姿勢を見せるということは可能だと思いますけれども、その私どもの仕事としてできる範囲というものを超えてしまうのではないかと私はちょっと危惧をいたします。

原科委員長 中身について、今CSRの促進支援という表現はいかがなものかというご意見でございますけれども、まずその前に、スタート、目的・位置づけを書いて、基本方針という書き方もあると思いますけれども、この辺はどんなふうな。中身の前にストラクチャーとして示すのはどうでしょうか。まず、基本方針をぼんと出したいというのは満田さんのご意見ですね。

満田委員 この構造に関しては、それほどこだわりはございませんで、議論のたたき台ということでございますので。

原科委員長 1と2は、その中身というのは重複しますね。これは。今おっしゃったように、ジェトロの業務上での位置づけ、まさにそういうことで、日系企業等のCSRの促進支援という表現だと、立場上どうかというご意見を今いただきました。しかし、一方でアドバイスするときに、そういう環境社会配慮を推進してもらいたいということがございますので、この中身をうまく表現するような見出しがいいと思いますけれども、その辺のこともちょっとご議論いただきたいと思います。

どうぞ。

古谷課長 展示事業部の古谷と申します。

展示事業部というのは、海外の展示会に日本の企業の方々と一緒に出ていたり、あるいはジェトロ独自で海外で開かれる展示会、あるいは博覧会の日本館を運営したりというようなことが大きな仕事なんですけれども、企業の方々と一緒に出ていくときに、どういう基準で海外の展示会に出ていくか、あるいはどういうものを持って行っていただくようにしているかということをお申上げますと、ジェトロとして先ほど企画課長が申し上げたとおり、経済産業大臣が掲げた目標があって、それに対して計画を立てている。その中で例えば今ですと、ファッション、繊維関係、あるいは食品、あるいはコンテンツ、こういったような分野の輸出促進を支援するために展示会に出ていきたいと思いますということになっているわけです。

そうしますと、そこで、出ていく展示会は海外で開かれるいわゆる有力な展示会、これはいいバイヤーが来る展示会に出ていくわけですけれども、企業の方々に募集をかけるときに、どんなものを出していいですよ、どんなものは出しても困りますよという言い方はしないんですね。したがって、その企業にCSRに配慮したものだけ持って行ってくれということは、我々

は言えない。ただし、ジェットロ事務局が整理したように、世界にいろいろなクリアしなければいけない、あるいは守らなければいけないルールがありますから、当然、これは守られた上で企業のものを選び、出ていっていただく、あるいはEUあたりのものと、先ほどもREACHのお話がありましたけれども、そういう標準をクリアするものでなければ、そもそもビジネスにならないわけですから、そういう点はこちらでも申し上げます。ただし、こちらが誘導してあなたのこの製品は環境に配慮しないからこれは出さずに、こっちは配慮するはずだから出してくれという言い方はできないんですね。ですから、やっぱりここの表現というのはちょっと踏み込み過ぎというふうに考えます。

それから、もう一つは企業ではなくてジェットロが仕切る形で、海外に日本の全体のプレゼンスを上げるような展示会参加というのがあります。これは博覧会も含めてなんですが、そういう場合に、例えば先日は中東で開かれた展示会に環境省が昨年あたりつくった、「もったいないふろしき」というのを持って行って紹介をしました。ただ、これはどういうところから出てきたかということ、やはり中東においても今環境配慮、あるいはリサイクル、こういった点に関心が高まっているんですね。高まっている中で、日本としてはこういう取り組みを既にやっているんですよということを示して、日本に対して、ああこんないいことをやっているのかという思いを持ってもらおうということで、持って行ってあります。

これも、例えば今回はそういうふうに持っていきましてけれども、例えば向こうがロボットをぜひ見たい、あるいは水処理関係を見たいと言われると、それを踏まえてロボットの実機であったり、あるいは映像であったり、あるいは水処理であれば模型であったり、そういった形で物を持って行って、先方の関心にミートするような展示会をする。ミートするイコール日本に対する関心を喚起できるような展示会の形で参加するというようなことをやっております。

ですから、結果としてその環境、あるいは社会配慮的な展示をする場合もありますけれども、そこはあくまでも相手国のニーズであり、あるいは日本企業のニーズであり、そのときの情勢に応じて変わるものですから、最初からCSRを掲げて全面的に出ていくということになってしまうと、我々の日々の活動が極めて制約されてしまいますので、そこはやりづらくなってしまいうというのが実態だと考えております。

原科委員長 そうしますと、経済産業省の政策、これではCSRはどんな位置づけですか。それによるんではないんですか。経済産業、基本的な位置づけがはっきりしていれば、それにこたえてやっていただければいいんですね。

経済産業省はポジティブではないんですか。この分野に関しては。

池山課長 少なくとも今の中期目標に、企業のCSRの促進を支援しなさいというような目

標にもなっていない。

原科委員長 経済産業省自体が。

池山課長 我々ジェットロに対する。その経済産業省全体がCSRをどう考えているかというのは全く別だと思えますけれども、少なくともジェットロに対して、今示されている中期目標には……

原科委員長 入っていないと。

池山課長 ないと思います。

原科委員長 と申しますと、経済産業省の活動自体が、日本の大きな基本的な本当に大きな枠組みの中で動いていますから、その枠組みの大きなものは基本法ですよ。憲法のもとにある基本法、それから個別法。基本法の大きなものは、やっぱり環境基本法ですから、環境基本法のもとで、それぞれの省庁が大きな政策をつくっております。例えば国土交通省であれば、環境配慮の大綱をつくったりしました。ということで、経済産業省もそういった方向でやってこられているはずなんですけど、その辺のむしろ個別具体的な中身ですね。これによって今おっしゃるように、ジェットロの活動も範囲が決まってくるような感じがしましたので、お聞きしました。CSRということは、経団連は言っていますね。ですから、行政の方でもそういうようなことでやっているのかなと思ったんですけども、それは明確に出ていないというわけですか。

そうすると、中期目標はそうであっても、計画の中でどこまでそれを盛り込めるかということになりますか。ジェットロの場合は、中期目標は経済産業省が示して、そしてそれも次に計画をつくる中で、ジェットロとしてのポリシーを出していくと。その場合、余り踏み込んだことは今の状況ではちょっとやりにくいということになりますか。

池山課長 そういう目標に対しての計画、まさにこの4月から切りかわるんですけども、その議論がほぼ終了する段階でありまして、その中でもこのCSRをしたがって促進するかどうかというような議論での計画に今なっていないということになります。

原科委員長 でも、それはジェットロのポリシーとしても、もう悪くはないかもしれないですね。経営の皆さんによく考えていただいて。

何しろ、独立行政法人ですから、国家、社会のためにやっぱり貢献していただきたいから、そういう意味では、そういう先取りのことをやっていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

永田部長 ちょっと外部で事業がございまして、失礼いたしました。

以前に委員会、この場でご紹介させていただいたかと思いますが、私の部、輸出促進の関連

と、それと海外投資、それと実際現地に日本の企業さんが進出された後の円滑化といいますか、スムーズな企業活動が行えるような種々問題についての対応という事業を行っております。

それで、今のお話のポイントは、中期計画の大目標がいわゆる環境対策そのものではないということだと思います。中期計画の中の個々の事業については、それぞれのミッション、目的が与えられております。それがまず第一義的に対応されなければいけないという意味合いがあるかと思えます。そういう意味では、ジェットロ自体の事業として直結しているもの、逆に前にもこれはご紹介いたしました、環境機器関連の輸出のこともやっておりますし、その他環境改善のためのいろいろなLDC諸国に対する指導等も行っております。ですから、それはそれぞれの個々の事業の目的に則して考えられた場合には、環境問題に対する対応という意味では、合致するものが、直結するものがあるかと思えますが、ほかの事業についてはそれぞれ個々に事業目的というものが設定されています。そういう意味では、例えば今私の部の事業をご紹介いたしました、広くは現地における企業活動、これは基本的にはまず現段階では法制度、それと税制の関係、それにどういう形で適用させた形での進出を図るかということがまず基本にございます。

昨今は、知財の問題も出てまいりました。さらには、今後の課題として、私、環境の問題は必ずあると思えます。これはもうまさにCSRの基本的な考え方で、日本の企業が海外で活動する上で、やはり考えなければいけない問題、課題であると思えます。ただ、今申し上げましたように、私どもの個々の事業に照らして、それが第一義的な目的になるかどうかという、必ずしもそうではないという感じがいたします。実際問題、物理的にこれも幾つかの具体的な事例を紹介させていただきました。私ども現地の専門家も含めて、必ずしも技術的な分野も含めてのオールマイティの専門家ではございませんので、そういう意味ではこの品物がこの工場進出が果たしてどのような結果を具体的に招くかというところのデータを全部洗い出して、それでその進出するものの案件の処理、対応を行う、相談をさせていただくというようなことをやってはおりません。という意味からしますと、基本的に私どものジェットロの事業、直結する事業については必要だと思えますし、かつその海外でご指導させていただく、アドバイスをさせていただく際の、職員の業務に対する心構えという意味では、その問題認識を持っておく必要があるかと思うんですが、具体的にCSRの促進の支援という形で踏み込まれますと、今の事業計画、中期計画そのものの個々の事業に照らした場合に、必ずしもそこは一致してこないというものが生じるのではないかと思います。

原科委員長 どうぞ、満田委員。

満田委員 まず、今のご説明にありましたように、もちろんジェットロの一義的な存在意義と

いいですか、使命というものはあるかと思います。一方、環境あるいはCSRのガイドラインがジェトロのそうした一義的なミッション、そのものを書きかえることを目的にしているわけではありません。むしろ、ジェトロの多様な業務、今ご紹介がありましたように、いろいろなことをやられている中に、CSRの考え方、経済、社会、環境を3つの要素を統合的に考えて、持続可能な企業活動の基本としていくというそういう考え方を取り込んでいけばよいのではないのでしょうか。

ですから、もちろん環境ばかりやっているわけではないことは、私たちもよく理解しています。ただし、その環境的なあるいは社会的な要素というものが、ある意味、ジェトロの業務の付加価値にもなるであろうし、あるいはジェトロの本来のそのミッションである、例えば貿易・投資分野における企業活動の円滑化、あるいは貿易・投資の拡大、あるいはその持続可能性、そういったものにおいて、CSRの促進というのが非常に大きな意味合いを持っていくことは確かだと思うのです。

たとえここに日系企業等のCSRの促進支援と書いたところで、そればかりをやらなくてはいけないと、そういうような意味ではなくて、常にジェトロの業務をいろいろなことをなさっているときに、環境、社会、経済、その3点の要素を考えて事業計画を立案されて遂行されていくと、そういったような意味合いであろうかと考えています。

CSRの促進というのは、別に何もそのCSRという名前のつくイベントをやるですとか、あるいはそういった環境、社会関係のビジネスを促進するとか、そればかりではなく、それ以外のことにも程度の差こそあれ、及んでくるといいますか、計画を立てる段階で考えるというようなたぐいの意味合いかと思しますので、ここはあえてたとえジェトロがこれを直接的なミッションとされていなかったとしても、ここでジェトロの本来業務の付加価値をつけるという意味で、やはり打ち出された方がいいのではなかろうかと考えております。

原科委員長 目的・位置づけのところ、3つございますけれども、ジェトロ自体の社会的責任の実現、これはもう基本的に了解事項だと思いますけれども、2番目のところの日系企業等のCSRの側面支援というような表現が、今お二人が議論されたことがこれでうまく表現されたかちょっと気になりまして、この辺はもう少し工夫がいるかもしれません。ただ、日系企業等の活動に対してアドバイスするときに、環境社会配慮をいかに盛り込むかということは大変重要なポイントだと思いますので、なんかもうちょっと適切な表現があれば、ご提案いただきたいんですけれども。今はこういう形で提案が出ております。

ですから、ジェトロの方としても、CSRをサポートしないわけではないんですけども、その辺のニュアンスをうまく表現したいということだと思います。

藤崎委員、どうぞ。

事務局（藤崎） 要するに、基本的な考え方としていいということと、個別具体的にどうかという話とはちょっと違うと思うんですね。要は先ほどのセッションでもお話しいたしましたように、ジェットロとその企業の関係というのは、そう単純なものではございませんので、例えば私どもからこうしなさいというような、要するに指導する機関でも何でもありません。そういった意味で、要するに私どもと企業さんの関係について、お考えいただいた上でご議論を進めていただけたらと思います。

原科委員長 村山委員どうぞ。

村山委員 私自身は、ジェットロ自体の社会的責任SRと、日系企業等のCSR、これを分けて記述することの意味がちょっとよくわからなくなってきました。

例えば、きょう藤崎さんが紹介された2枚ものの資料の中で、2掛ける2の4つ分、4つの分類でジェットロ事業についてどういうリスクがあるか、どういう対応するかという整理をされていると思いますが、ある意味でこれを実施するということは、企業のCSRを高めることになっているのではないかと。そうすると、ジェットロのSRを実施するということは、ジェットロが関わる企業のCSRの促進を支援する、あくまで支援ですね。アドバイス、促進を義務というふうに言っているわけではなくて、満田さんの資料でも、支援、アドバイスですから、オプションの提示という意味ではちょっと弱いかもしれませんが、義務まではいかない。何かその中間のあたりを情報提供以上のことでアドバイスしていくという、そういう意味合いがあるような気がします。

そういう意味で、ジェットロ自体の社会的責任よりも、むしろ日系企業等のCSRをいかに促進支援していくか、こちらの方が大事なような気がしているので、どのように書けばいいのかよくわからないのですが、ここでいうジェットロのSRと日系企業のCSRにはあまり違いがないのかなというふうに感じているところです。

原科委員長 余り違いがないということは、ジェットロは日系企業等の活動に対してサポートするのが本来の使命だという考えということによろしいですか。

そうすると、1)と2)と分けてありますが、まとめた表現で、何かうまくいかないかな。例えば私はジェットロの社会的責任の実現という表現でまとめてしまってもいいのかなと思ったんですけども。例えばですね。そういうようなことで、日系企業等の云々というのは、この目的・位置づけのところには表に出さなくてもいいんじゃないかと思います。

ジェットロの社会的責任は今、つまりジェットロの機能というのは、ファンクションというのは、日系企業等の活動に対して支援するわけですから、その場合の支援のときには従来の経済的効

率性だけではなくて、その当該国における社会的な受け入れ、アクセプタンス。あるいは環境社会配慮をしっかりとやってこれによってアクセプタンスを得ていくということだと思います。そういう意味では丸めた表現としては、ジェットロの社会的責任の実現とか、そんなことでこの部分は整理してもいいかもしれません。

それからもう一つのポイントは、やはり環境社会配慮の促進ということになりますか。中身ですね。あるいは持続可能性の実現、どちらかの表現になるかと思いますがけれども。

柳委員、どうぞ。

柳副委員長 今のお話というのは、ジェットロが本体事業としてやっているような事柄に対してCSRを徹底していくといいますが、それはガイドラインに照らして、遵守されているかどうかを検討するというようなことと、それから委託事業といいますが、ほかの企業に対して支援する場合に、そのガイドラインの内容が適切に執行されるかどうかを確認するようなことで、分けて考えるか、そういう考え方もあると思いますけれども、その点はどのようなのでしょうか。

事務局（藤崎） 先生、もう一回、ちょっとご発言いただけますか。私自身の理解が混乱して。

柳副委員長 先ほどからのお話だと、委託企業に対して直接ジェットロとしてのコントロールが直接及ぶわけではないことが多いというお話があったので、そういうような場合には、ジェットロのつくっているガイドラインに照らして、そのCSR的な内容が遵守されるかどうかの確認みたいなことを行っておくような位置づけでいいのではないかという、そういった考え方はどうですかという話をしたのです。

事務局（藤崎） ジェトロ自体がそこまで、例えば企業さんにコントロールというか、対応できるかといったら、さっきのセッションでもそう私言いましたとおり、関係自体は物すごくアドホックなんですよ。必ずしも丸抱えで何かやるということではなくて、その具体例として先ほどから何人かの人がお話ししていると思いますけれども。

だから例えば1つの相談がありました。それに答えましたというところで、ある意味で私どもの仕事は終わってしまう。例えば廃バッテリーを輸出したいんですけどもと言われて、いやそれはだめですよと、そこまではできます。そこまでやっているというのが私どもの仕事、とお考えいただきたいんですけども。

柳副委員長 そういう意味での例えば諸外国では、こういった有害物質についてはこういう規制をやっておりますと。それは当然遵守しましょうねという、そこでとどめておく、それを確認するという意味合いで、それは今までの情報提供でもやっておられることですし、だからそれはそれでいいのではないですかということをちょっと申し上げたんです。

原科委員長 そういう意味で言いますと、C S Rというのは、まず社会で守るべきいろいろなルールがございまして、そういったもののコンプライアンス、きちっと守ると。それにプラスアルファがC S Rなので、より高いC S Rというのはまずその基本ルールが高くないとだめなんですよ。だから高いルールが決まっている社会で初めてC S Rということが意味を持ちますね。ルールがないところで自主的にやったって、ほかの国ではみんな当たり前になっていることをやったって、C S Rとはいっても余り威張れないですね。

C S Rというからには、やっぱり社会のルールがまずきちっとできていると。そのコンプライアンスを満たしてプラスアルファをやってもらいたいということですから、そういう意味で今コンプライアンスだけではなくて、プラスアルファに対するアドバイスもぜひやってもらいたいですね。それをやらなければいけないというわけではないです。そういうアドバイスをさせていただくことで、そういう方向に進めていくことだと思います。だから、その辺はコンプライアンスだけでいいということではないかと思います。

村山委員どうぞ。

村山委員 今の委員長のお話とほぼ一緒ですが、きょう満田委員がお出しになった表紙の裏に書いておられるこのピラミッドが、まさに今のお話そのものだと思います。コンプライアンスは本当に最低限の話で、それをいかに高めていくか。これにはいろいろなオプションがあって、できるものもあればできないものもある。その中でこういうオプションもありますよというようにアドバイスをしていきながら、いかに高めていくかという部分がうまく表現されていくといいのではないかと。これを全てやれと言っているわけではないと思います。

原科委員長 情報提供ですね。ぜひそういうようなことをお願いしたいと思います。その意味で、フォローアップするとしても、監視とかそういうのではなくて、むしろ将来のアドバイスのために、どんなふう to アドバイスをした結果、どんなふう to やっていただいたかですね。その場合に、その個々の企業のそれぞれの活動がいろいろな条件で難しいことをアドバイスした場合には無理なことですから、それをフォローアップをしっかりとすることによって、どういうアドバイスがいいかわかりますので、そのようなことでジェットロ自身のための将来のためにフォローアップということは必要だと思います。そんなふうなことの情報蓄積をしながら、アドバイスの質を高めていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。松本委員どうぞ。

松本委員 私は実は日系企業等というふう限定しているところがよくわからなかったの、あるいはこの等に含まれているものも含めて、さっきの話ですと、開発途上国のカウンターパートのキャパシティビルディングの必要性とか、あるいは日本に輸入してくる場合の地元の輸

出企業が必ずしも日系でないこともあるでしょうけれども、このあたり、殊さら日系企業を前に出すというのはどういう意味合いなのかというのを、ちょっと教えてほしいなと思うんですけども。

原科委員長 ではこの件は、満田さん、ご提案の中身を教えてください。

満田委員 ワーキンググループでも、必ずしも日系企業ではないのではないかというような意見もあったんですが、日系企業は多いのかなというぐらいの感じで、日系企業等という表現を使っています。

ジェットロの使命の中に、恐らく日系企業支援というのがあるのかなという理解でして、日系企業という言葉は少し押し出してみたという言葉の選択です。

原科委員長 日系企業という表現に余りこだわらないようなことだと思います。

きょう、この段階で結論を出すのは難しいと思いますが、少し考える上での整理をしてまいりたいと思います。1)、2)、3)という表現ですけども、もうちょっと整理した方がいいかなということだと思います。3番の基本的考え方のところはいかがでしょうか。

どうぞ。

事務局(藤崎) やはり2番のところと同じなんですけれども、繰り返しになりますけれども、やっぱりジェットロの事業と企業の関係なんですけれども、例えば私どもは監督する立場でも何でもございません。ただ、それは例えば省庁であるならば、そういった権限を一部持っているかもしれませんが、私どもはあくまで、例えば中心的なものは要するに求められたことに対して答えるということ。ある意味で非常に間接的なものですから、例えば2)、3)で、企業と言われてしまいますと、そこまではちょっとある意味で、私ども自身がやることによって、私どもの活動によって、間接的に影響が及ぶということであるならば、自分たちはこうしますということであるならば可能かと思えますけれども、さらにさらに踏み込んでという話になってしまうと、ちょっと先ほど展示事業課長からも具体的にお話しいたしましたが、そこはちょっと難しいのではないかと思います。

満田委員 そういう考え方もあろうかと思いますが、例えば今日は岡崎委員がいらっしゃってありませんが、国際協力銀行なんかもちろん円借款などの実施機関であるという限界はあるわけですね。ただ、一方で開発途上国の持続可能な発展を支援するという立場で、そのうちの1つの要素として、環境社会配慮というものを打ち出しているというそういう側面があると私は思っています。

ジェットロの企業さんとの関係ですとか、あるいは経済産業省が設定している目標の中での実施機関としての役割というのは、おのずとあるとは思いますが、ただジェットロとしてCSR

を打ち出すことが、経済的にも非常に重要なのだ、長期的な競争力を確保するのに、役に立つんだということを、これ基本的な考え方としては打ち出されてもいいのではなかろうかと思えます。やはり今後、貿易とか投資を持続的にやっていく上では、CSRというものなしには、語れないのではなかろうかとすら思っております、これは別に現地への配慮とか環境社会配慮というそういった価値観とともに、経済力の競争力自体にも及ぶような話、要は現地国で何かアクシデントが起きてしまったときのリスク、あるいはその他のいろいろなリスク、あるいは自然資源の劣化ですとか、地球環境も、ここで改めて言うまでもないいろいろな影響が生じたときのことを考えれば、やはり誰もが納得するような話なのではなかろうかと思えます。その誰もが納得するような話であっても、ガイドラインのような形で明文化するという事は非常に重要なのかなと思っております、もちろんこれはいろいろな機関が色々な形で、自社あるいは自分のところの機関のガイドラインの中で明文化して、ある意味、精神論的などころがあるわけなんです、この種のガイドラインをつくるにあたって、JETROの貿易・投資の促進という使命とも絡んでいるわけなので、JETROの実施機関としての役割を超えとか、そういうことではなくて、やはり理念としては明確に語った方が良く思っております。

原科委員長 どうぞ。

永田部長 先ほどお話し申し上げました点と繰り返しになるかもしれませんが、基本認識として、理念としてまさに環境、先ほど委員長からもお話しありましたように、社会、経済的な意味で、総合的にCSRというものを意識しなければいけない。また日本の企業もしかりということ、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただ、今、満田委員の方から例示ございましたJIBCさんのケースですと、まさにプロジェクト案件そのものをJIBCさんは審査されます。審査されて、実際、融資をするかしないかということを決定されます。私どもは、先ほど来申し上げておりますように、例えば投資の場合ですが、海外に進出するに当たって必要な情報を求められるものについてお答えをしているという意味で、その個々の案件の是非を常に審査し、チェックするという立場にはないということと、実際、現実問題、例えば投資相談というような形で、30分、せいぜい1件当たり1時間、専門家等のやりとりがあるとします。その中で、先方様が求めておられるものについて、お答えするのがもうそれで精一杯でございますので、全体において例えば環境問題にきちっと対応されておられますかと、どのようなものがその製品の成分として構成させていますかというようなチェックは、基本的にはありません。

という意味で、以前具体的に例示させていただきましたが、例えば鉛のバッテリーの問題、これはもう我々職員レベルでも、ある程度規制されている、輸入禁止品目であるということは

わかりますので、もうその場でお答えいたします。ただし、化学品関係でとある工業団地に進出したい。その工業団地におけるインセンティブ、税制上のインセンティブ、その他どのようなものがあるでしょうか。実際、共有できるような設備というものはどのようなものがあるのでしょうかとこう問われた場合に、まずはそれに対してお答えするようなこととなりますので、そこで生産されるその化学品なるものが、どういう成分でどういう排出をされるのかというようなことを全部チェックするというような立場にはないということでございますので、ある意味で個々の事業におりていった場合に、CSRの基本的な理念として私どもも持つべきだし、そのように思いますんですが、個々の事業におりていった場合に、そこまで企業様に対して、アドバイスできるかということ、これは現実問題、非常に難しいという状況にあることをぜひご理解いただければと思うんですが。

原科委員長 ですから、その場合はむしろ類似事例を紹介されるとかしまして、CSRにぜひ努めていただきたいと。例えば似たような例ではこんなのがありますというそういう情報提供もありだと思えます。おっしゃるように、一々分析はできないですから。ただ、そういうようなことで、CSRを側面から促進するようなことはぜひお願いしたいと思えますので、その辺がわかるような書き方になるかと思えます。情報提供はすごく重要な役割ですね。

どうぞ、松本委員。

松本委員 先ほどから伺っていると、ジェットロの方々がおっしゃっていることと、満田委員の話していることというのは、ちょっと見ているポイントが違う。ジェットロ側は、常に実務ではどうなるのかというところで見ているけれども、満田委員の議論というのは、基本的な考え方として、ではなぜその環境基準に対してジェットロがアドバイスするのかと。これは単に日本の企業の貿易を促進するために相談に応じているだけなのかどうかという、そこがこの基本的な考え方の大事なところだと思うわけですね。

そういうアドバイスをすることによって、企業側が環境というこれから求められる側面において、非常に適切な行動をとり、それがひいては日本企業の現地でのレピュテーションなり、そういうものを高めていくからそういうアドバイスをするのであれば、私はその基本的な考え方の中に、そういうことを盛り込むことには、全く皆さんのそのご懸念のようなことはないというふうに思っている。先ほど藤崎さんがまさに精神論としてはわかると。今の満田委員の議論は、まずは精神論の議論だと思うんですね。もしこの書き方が問題だとすれば、基本的に第一義的には、その企業側がやろうとしているCSRの促進をジェットロが協力する。つまり、CSRを促進しようとしているのは、その当該企業である。そういう相談をすること自体が、その企業の中でやはりCSRという考え方があるから、ジェットロに相談をするんであろうと。そ

うということには積極的に協力をしましょうという意味で、もし文言を多少いじるならば、「CSRの促進」のこの「の」の字をとれば、その企業のCSR促進に協力をするというような形で、そのことが企業の競争力の確保にもつながるということを考えれば、私は余り今皆さんがご心配されているような点は、余りないのではないかというふうには思うんですけども。

原科委員長 そうですね。この3は、基本的考え方というところですから、具体的にこうしなければいけないというようなルールではありません。

どうぞ。

清水部長 今回の松本委員のお話に、別に反対するつもりもないのですが、CSR的なアプローチというものをジェトロの事業の中においても考える際に、多分、永田部長もそうだと思うのですが、この項目の立て方を見たときに、「日系企業のCSRの促進支援」であるとか、「日系企業のCSRの促進を通じた長期的な競争力の確保」といった形で書かれるべきものなのか、ということなんだと思います。

文章に落として書いていった時に、その中に「こういうCSR的なアプローチをとることはこういう意味があるのです」というふうに書かれるのであれば、我々としても反対するものではないんですけども、あたかもそれが一義的な目的のように書かれると、ジェトロの事業の本来のミッションとのコンフリクトが起きないかということ、我々は心配しているわけです。ですから、私は個人的にはこの2の2)であるとか、3の1)、2)、3)というのは削除すべきだと思っています。もう少し違う書き方で項目を立てれば、比較的スムーズにこの全体の項目に皆合意するのではないかと考えます。文章にどのように書くのかということに関しては、CSR的なところをうまく書き込んでいけば良いのではないかと、個人的には思っているところではございます。

原科委員長 それでは、そのようなところでこれはさらに少し作業をしていただきたいと思いますけれども、この4のジェトロの業務について、ちょっといきましょうか。

清水部長 私は4のイメージが今ひとつよく分からなかったんですけども、先ほどの事務局の藤崎さんからお話のあった4つの象限のようなリスクや、この満田委員の別紙1のようなものを具体的に書くというイメージでいらっしゃるのでしょうか。それとももう少し違うイメージなのかという点を確認したかったのですが。仮にこれを書くとするれば、満田委員も「例示」と書いていらっしゃるんですけども、書き方によっては非常にミスリーディングになるだろうと私は懸念しています。例えば対日投資の促進のところには、バイオとかナノとか書いてあります。これは第3回委員会で、「国際的な議論の中でバイオとかナノというのはいろいろリスクの議論がありますね」という紹介を藤崎さんからされたことも受けて、こういう形に

なっているんだと思うんですけれども、あくまでも例示です。対日投資も海外進出の裏返しだと考えると、実は本来カバーすべきリスクというのは、いろいろ存在し得て、それに対する対応というのと同じようにあるはずです。もし例示であっても、このままのスタイルで書くことは、ちょっと誤解を招かないかなというのが私の個人的な意見でございます。

原科委員長 この件に関してご説明願えますか。

満田委員 そうですね。あくまで議論の内容をイメージするために例示を出したという考え方は、4つの主要分野ごとに書き分けられるかどうか、私は実はそれほど明確に書き分けられなくて、ある程度共通のものも結構多いなという気がしているので、こういう形で分けて書くことが適当かどうかは検討事項かと思っています。

原科委員長 この4は、この色つきのもので、概念はこれで整理してありますけれども、ガイドラインに記載する場合には、どんな表現がよろしいですか。満田委員のつくられた別紙のような格好は逆に具体的過ぎて、それに引っ張られてしまうおそれがあるということだと、ちょっと違う形式で整理した方がよろしいということになりますか。これは議論の材料としてご提供いただいたと理解いたします。

4のまとめ方に関して、何かご提案とかアイデアがございますでしょうか。要はあくまでも例示と考えた方がよろしいでしょうかね。どんなふうになりますか。5の方が原則を示すということだと。

どうぞ、松本委員。

松本委員 ちょっとうまく説明できないんですが、ジェット口の4つの業務ごとに、例えば関連する国際基準は何であるとか、あるいはグッド・プラクティスとしてこういうものがあるとか、こう書き並べられると業務をやっている側とすれば参照しやすいと思うんですね。

一方、今の満田委員の例示の仕方は、いろいろの議論になっているところのコンプライアンスの部分と、さらに進める部分の両方が2つの縦軸になっていると思うんですね。ですから、ちょっとここで次回以降、本題に入る前に、ここの右側の項目について、清水部長、永田部長含めて、どのように見られたかという、ちょっとその反応を伺っておきたいなと思ったんですが。

清水部長 今日初めて拝見したんで、なかなかコメントしづらいのですが、先ほど申し上げたとおり、そもそも「リスク回避事項」の欄のカバレッジに若干でこぼこがあるものですから、それとの関係を見ないと、本来この右側の項目もなかなか書きにくいだろう、というファーストインプレッションは持った次第でございます。

その他については、もう少し細かく見ていかないと何とも申し上げられないなと思いますが、

重要な点は先ほど来議論になっておりますように、ジェットロが出来ることと出来ないことを、切り分けておかななくてはいけないという点です。最終的なビジネス・ディシジョンに係るようなところまでは、ジェットロとしては多分なかなか踏み込めないだろうなというふうに思う次第でございます。

別紙1との関連でいうと、例えば、別紙2の横長になっている海外投資の各ステップにおけるジェットロ支援の中で、真ん中のあたりに「環境社会上のリスクが高いと思われる場合については、撤退または代替案を提言」というところまで書いていらっしゃるのですが、多分具体的にここまでジェットロはコミットできないと思います。もちろん、「環境社会配慮上こういう問題がありますよ」とか、「こういう規制をクリアしなくては行けませんよ」というアドバイスまでは出来ても、「あなたはこういうことをやりなさい」、「撤退しなさい」とまで言うことは、無理な世界だと思います。我々は、経営コンサルタントではありませんので、そこまでは無理だと思いますので、そういう線引きをどこに置くのかという観点から、この別紙1の表の右側の欄も見るべきではないかと、一般論でございますが、思った次第でございます。

原科委員長 ではそのような場合はどうなりますか。環境リスクが高いと判断した場合には、そこまでは言う。あとはご判断くださいという。

清水部長 これは、先ほどの貿易開発課長からのお話しにもありましたけれども、ケースバイケースでいろいろ違うと思います。その国における環境法制の中身をお話しして、それで終わりの場合もあるでしょうし、もし、そのアドバイザーの方がいろいろな事例をご存じであれば、そういった点までアドバイスできるかもしれません。一概に「こうです」という答えはないのではないかと考えております。

原科委員長 それはリスクが高いかどうかの判断と、あと高い場合には十分検討していただきたいぐらいのアドバイスはした方がいいでしょうね。

清水部長 一般的な投資環境情報の中に、普通、マクロの経済環境、セミマクロのいろいろなビジネス状況に加えて、当然こうした環境配慮条件というのは入ってまいります。従って、それをどこまで細かく分析できるか、また提供できるか、という現実的なかつ個別個別のお話になってくるのかと思います。もし他の部から追加コメントがあればお願いいたします。

澤田課長 追加ということではないんですけども、そうですね、私の頭の中で理解した範囲で申し上げれば、基本的にはいろいろな事業を進めているのを仮に縦軸とした場合に、その横軸の問題意識として環境社会配慮というのが新たに入ってくるということで、正直申し上げて今までは余りそういう観点で私なんかは余り考えて事業をやってきたという経験がないわけですが、そういう目を持ってアドバイスできるところをアドバイスしていくというこ

とが、今回のこのCSRをテーマとした議論のポイントなのだろうと思います。したがって、ジェットロとして義務で、ここを間違ったらジェットロの責任ですというところまでいく話ではなくて、私どもの活動の中で新たにそういう観点を頭に置きながら、私どもができることで最大限のことをやっていくと、こういう考え方と理解しております。

原科委員長 わかりました。おおむねそういうようなことと理解できると思います。

あわせて5番目のところです。環境社会配慮の原則、これが大事だと思いますので、この辺はいかがでしょう。環境管理、それから社会配慮、3つ目は住民協議がポイントになるのでしょうか。情報公開及び住民協議でしょうか。

どうぞ。

清水部長 これはむしろ、私どもの案件形成の方と関係があるのかもしれませんが、特に3番目の住民協議とかステークホルダーとの対話というのは、まさに事業をされる方が本来やっていくべきものかと思います。個別にはいろいろなケースがあるのかもしれませんが、基本的にはまさに当該ビジネスを実施される方が行うことかと思います。ジェットロ自身が行うべきこととは、やはり明確に分けて書かないと、ジェットロのビジネスと現実のビジネスとの境界が少しあいまいになるのではないかと感じる次第でございます。

原科委員長 5番目はどんなふうに考えたらよろしいでしょうか。CSRという具合に、案件形成以外は一括してまとめて環境配慮を促進しましょうということで議論してまいりましたけれども、その観点でいいますと、5番目の中身、今おっしゃったように確かに案件形成は特に重要な点ですけれども、今CSRといっている範囲内でいうと少し中身が違うかもしれないですね。この辺はいかがでしょうか。満田委員、今のご意見ですけれども、いかがでしょうか。

満田委員 おっしゃるとおり、ジェットロが行うもの、あるいは一義的には当事者である方々が行うものというのは、明確に分けるべきだと思っています。それから内容につきましても、先ほど申し上げましたように、例えばIFCも自らのコミットメント及び相手側企業にこうして下さいというものを、かなり明確に書き分けていますが、相手側の企業にこうして下さいということは、たくさんあるわけなんですね。つまりビジネスというものが、それだけ大きな環境社会 이슈を可能性としては内包しているだろうと。ただ、おのずとももちろん業種、形態によって、そこら辺は全然関係のない 이슈もあるかと思っています。特に、大きなビジネスではない限りは、そのうちの1つ、一部分だけを考えていけばいいのではなかろうかというふうに思っています。

ですから、ここら辺は非常に書き方は難しくはあるんですが、原則として環境管理、あるいは社会配慮、あるいはそれを達成していくためのさまざまな仕組み、それはこうすることが望

ましい、必要であるというようなことを原則を書いていくということを念頭に考えております。

原科委員長 5番目のところ、書き方が少し違うように私も思いましたので、これは今こういう提案でございますけれども、またこれは詰めていきたいと思えます。とくにIFCとの関係でいいますと、IFCで出ている項目自体はおっしゃるように、配慮すべきことではありませんけれども、コミットメントが基本的に違うということですので、その辺を考えて、ジェットロとしてのコミットメントの中でどこまでできるかという立場から整理しなければいけないですから、そういうようなことでもう一回これは整理する必要があると思えます。

ただ、こういうような観点は非常に大事だということはもちろんございますけれども、特に情報公開、住民協議というのは、やっぱり案件形成段階で大きいですから、ちょっとこの辺は整理した方がいいと思えます。

予定の時間、あともう20分程度になってしまいましたので、このCSRに関する議論はこの辺で一区切りつけたいと思えますけれども、ほかにございますか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 2点ほどあるんですが、やはり項目として実施体制ということを書いた方がいいんじゃないかと思うわけですね。やはりいろいろな高い理念を掲げて、例えばではそれをどうやって実施できるんだろうかというジェットロ内部の人員の体制であるとか、あるいはその専門家という存在であるとか、そうしたそのジェットロの人的なリソース、あるいはその資金的なリソースを踏まえて、やはり実施をどういうふうにするかというところは、項目として提言はした方がいいんじゃないかと思うのは1点、それから、2の目的・位置づけの中の、位置づけのところなんですけれども、要するに例えばJBIC, JICAであれば、あれは審査ガイドラインなわけなんですけれども、このガイドラインの位置づけをどうするかと。つまり、ある部分、非常にコンプライアンスを確保しなければいけない部分もあるでしょうけれども、ある部分はやはりその職員のリファレンスというか、職員の意識を高めてもらうというためにも、やはり国際的な潮流はこういうところにあるんだということをガイドラインに盛り込んで、意識していただくと。そういうような位置づけのところを、やはりもう少し書き込んで議論をしていった方がいいんじゃないかと思えます。

原科委員長 基本的なことをご指摘いただいたと思えます。やはりアドバイザーとしての役割が基本だということをお聞きしましたので、その意味ではアドバイザーとして環境社会配慮をしっかりと進めるにはどうしたらいいかですね。そういうようなことが基本だと思いますし、CSRに関してはそういった観点からのまずこのガイドライン、この部分に関してそうだと思います。

それから実際、特にそういう意味でキャパシティビルディングが重要でございますので、組織体制の検討をすることは極めて重要な提案だと思います。これはぜひ1項目加えたいと思います。このことは実はJICAのガイドラインをつくる时候にも大分議論をしまして、最終的には組織の問題を提案させていただきました。JICAの場合にはこの前、田中さんがご紹介してくれましたけれども、組織の中に環境社会配慮を審査する部局をつくりました。それから第三者性の高い審査機関をつくっております。この審査会に関して村山委員が会長をやっておられますけれども、そういうようなことで、第三者性の高い専門家によるそういう組織をつくっております。

それから3番目には異議申立審査役というのを、これは私が努めておりますけれども、そんなことで、3つつくりました。そういう組織を提案して、そのとおりやっていたので、全体としてうまく機能するようになったと思います。その意味では、先ほどおっしゃったように、位置づけまできちっと置いて、つまりジェトロの皆さんがこういう環境社会配慮を推進する、まさにその役割だということで、そのことを推進するための体制をつくっていただきたいとします。

そんなようなことで、このCSR部分に関するガイドラインづくりは、ちょっとまた原案をワーキンググループで作業をお願いしたいと思いますけれども、お願いしてもよろしいでしょうか。あるいは事務局と一緒にですけれども。お二人、よろしいですね。

ではそういうように進めていただきたいとします。ではこれは次の案が出た段階でまた議論したいとします。

それで、次回は本来はきょうできたら一緒に合わせて行いたかったんですが、時間がこういうことでとても足りませんので、先延ばししますけれども、案件形成段階ですね。これに対しての議論を進めたいとします。

そこで、次回の議題に関する議論を少し時間をとってやりたいとします。この件に関しましては、既にF/S調査公募事業に関する討議項目ということで、松本委員から前回ご提案がございましたので、こういったものも参照しながら、今後の検討の仕方について議論をしたいとします。

では松本委員、一言お願いいたします。

松本委員 2月の段階で出させていただいた紙を、同じものをもう一度配っていただいたんですけれども、私のイメージとしては、それぞれの討議項目について、委員の有志、もしくはあるいは、両方でもいいですけれども、事務局から案を出して議論をしていくという進め方が1つあるかと思っております。もう一つは委員の一部と事務局でワーキンググループをつくって、原

案をつくるという二通りがあるかと思っています。

そこで短い間ですけれども、議論をしていただきたいのは、とりあえず私がたたき台としてつくりましたこの討議項目に沿って、今後案をつくっていくという方向でよろしいかどうか。案をつくる場合、有志の委員あるいは事務局がこの場に提出するというやり方がいいか、あるいはやはりワーキンググループをつくって、事務局と一つの案にしてここに出していくというやり方がいいのかということが私の方からの提案です。

原科委員長 どうぞ。

清水部長 いろいろなやり方があると思いますが、一番効率的なスタイルがとれればと思っております。今、松本委員からお話があったように、委員の方、有志の方もしくは一部の方でも構いませんし、皆さんでも構わないと思いますが、一度ひざを突き合わせて議論をする時間がないと、なかなか議論が進んでいかないかなとも思いますので、そのあたりを事務局とも相談して進められればと思っております。

具体的な検討項目は、私どもからもう一度業務フロー等を説明させて頂きながら、議論をしていく方がいいのかなと思います。第3回委員会で、1度、業務フローの説明をさせて頂きましたけれども、なかなか1度だけだと分らない部分もあろうかと思しますので、そのあたりも含めて詳細を議論できればと思います。

一点だけ申し上げておきますと、松本委員のメモの中の、Bのところでございます。「現在のF/S調査スキームを前提とするのか」という論点の背景には、経済産業省の制度自身のあり方という観点が入っているのかと思いますが、これは我々のマンデートの範囲にはないと思っています。経済産業省の制度でございますので、受託をしている我々がこういう制度にすべきと申し上げるものではないと思っております。我々が受けている現在のこの調査、この制度について、議論を進めていくということが適当ではないかと考える次第でございます。

以上でございます。

原科委員長 今の件はどうですか。それでよろしいですか。

松本委員 最後の点は、この委員会がジェットロによってオーガナイズされていて、そしてジェットロとしてちょっとそこは控えてほしいということで、委員の皆さんもそれに納得するようであれば、私としては委員として独自に経産省に出すということも含めて検討してもいいかなと。つまり、ジェットロ側のいろいろなリミテーションはあるにせよ、この委員会としては、やはりベストなものをジェットロにも、あるいは経済産業省にも、提示をしていった方がよいと思います。JICAのガイドラインのときも、ある意味ではマンデートを超えますが、外務省に対して提案をしていますし、そういうことからいけば、本来経済産業省からの委員の方もここ

でその議論に加わっていただくことで、そういう効果もあると思います。どうしても委員会を主催しているジェットロとして、それを控えてほしいということであれば、提言の中に盛り込めないのかもしれませんが、もし委員の方の合意が得られれば、何らかの方法でやはり実効性を保つために経済産業省に対してもこういう方がいいのではないかということも言っているのではないかと私自身は思っております。

原科委員長 どうぞ。

清水部長 松本委員が個人的なご意見として、経済産業省にいろいろご発言をされることを我々は止めるものでは全くございません。しかし、これは受託調査であり、我々は応札をしてこれをとってくるというプロセスがあるわけです。その受託者が、こういう制度にしる、ああいう制度にしるというのは、外から見た場合、余り適当なこととも思われません。我々としては我々が行うべき業務ではないと理解しております。

原科委員長 その辺は難しいところですね。そう言っているとなかなか改善できないんですよ。実際に受託しておられた方が一番よく問題点もわかっているので、問題点を感じたら声を出すのは正しい道だと思いますから、受託しているから声を出せないということでもない。むしろ逆だと思いますね。受託者でなければわからない点がいっぱいあります。やっぱり問題があるということをはっきり言うべきだと思いますよ。だからその辺はどう考えていますか。

清水部長 これは必ずしもジェットロが常に受託出来るものではないわけでございます。他にも応札される可能性がある方はいらっしゃるわけでございます。従って、そうした制度に対して我々が制度をこう変える、ああ変えるというのは、やはりちょっと難しいのではないかと私は考えます。

原科委員長 でもこの研究会の中でそういう議論が大分出てくれば、その段階でどうするか考えますか。それとももうそういう議論はしないといたしましょうか。

ほかにご意見、ほかの委員の方。

松本委員 恐らくBの2と3について、委員の方の意見を私も伺いたいし、きょうここで残り時間でやるのか、あるいはこれも議論の最初にやるのかということも含めてですけれども、当初ありましたように、現在のジェットロが受託している案件というのが4,500万円前後と、期間も非常に短いというその制約のもとで、このガイドラインをつくるのか、それともそうした制約とは関係なく、案件形成であるということで議論をしていくのか。それによって議論の幅が全然違ってくると思いますので、そのあたりについては本当に早めに委員の中で合意をしておかないといけないかなというふうには思っています。

原科委員長 時間があと10分を切りましたけれども、少し延長してよろしいですか。20分な

り30分程度、よろしいですか。

では若干延長いたします。その上で、それでは今の件です。これは今ある程度判断しないと
いけないと思いますので。

ほかの方はいかがでしょうか。ほかの委員の方々、ご意見をいただきたいと思います。

満田委員どうぞ。

満田委員 この委員会のアウトプットが、何らかの環境社会配慮ガイドライン的なものになる
という前提で議論しているわけで、そのためのある程度の前提条件は必要だとは思っている
んです。というわけで、その前提条件は、議論の出発点としては現在のこのF / S調査、ある
いは案件形成調査のスキームにあるのかなと私は考えていました。

ただ、その討議を進める副産物といいますが、ひょっとしたらそちらの方が意味合いとして
は重い産物なのかもしれないんですが、調査スキームにかかわる議論とか発見というのはある
うかと思います。その議論をしないわけにもいきませんし、出てきたものが非常に有益なもので、
この本来目指していたこのF / S調査スキームを改善するものであれば、それはそれとして
ジェット口経由になるのか、あるいは委員会として直に活用するということになるか、それは
今決めるということではなくてもいいかもしれないんですが、そういう形で活用してもいいん
ではないかと思います。

つまり、議論をしないということは、とりあえず現在のF / S調査スキームを前提にするもの
のその過程で出てきた調査スキームそのものに関する議論ですとか、それについても取り扱
っていくということでしょうか。

原科委員長 ほかにご意見ございますか。

どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 私も今の満田委員のご意見と基本的には同じなのですが、最初のガイドラ
インの方は、このF / Sの現在の調査スキームについて、それを基本としてやっぱり検討すべ
きであろうと。ただ、いろいろ検討している中で、もっとこうした方がいいのではないかと
いうご意見も出てきているわけですから、それはこのガイドラインの報告の中に入れるかどう
かは別にして、やっぱりきちんと例えば経済産業省の方に何らかの形でお伝えするという
ことだ
と思うんですね。

原科委員長 附帯事項みたいなことですね。

宮崎委員 はい。ということがいいんじゃないかと思うんですね。

原科委員長 ほかに。経済産業省の委員の方はどちらに。

事務局（藤崎） お二人ともお休みです。

原科委員長 そうですか。では、大体意見は出尽くしたと考えてよろしいでしょうか。

村山委員、どうぞ。

村山委員 ちょっとBの3で書いておられるスキームというのが、どの程度までを指しておられるのがあまり詳しくわからないんですけども、3は置いたとしても、1、2については余り最初から縛られずに議論をした方がいいのかなという気がしています。というのは、本来あるべき内容を議論した上で、実際それがやれるかどうかというそういう形で議論をした方が、最初からその制約をつけるよりもいいような気がします。

そういう意味で、Bを最初にやるということ、まだ決まっていないかもしれませんが、余り最初からその制約をつけて議論をするのは、少し本来あるべき姿が余り出てこないような気がします。そういう意味で、Bの3は少し大きな話かもしれませんが、それ以外については余り最初から制約をつけない形でやっていった方がいいのではないかという感じがしています。

原科委員長 Bの3については、これはどう考えたらいいということですか、そうしますと。現在のスキームを前提ということ。

村山委員 そうですね。スキームというのがどこまで指しておられるかちょっとわからないのですが。

原科委員長 では、このスキームを説明していただいて。

原科委員長 だれにこれを説明をお願いしたらいいんですか。清水さん。現在の調査スキーム。

松本委員 ここでも議論しましたけれども、一応、通称地球環境と呼ばれるもの、それから民活F/Sと通称呼ばれていたもの、それから石油ですね。これは部署がちょっと違うかもしれませんが、一応ここで議論しているスキームというのは、私はこの3つを前提に。

原科委員長 3つ出てまいりましたね。ということで共通認識はよろしいですね。

清水部長 私の理解も、私どもから説明させていただいた案件形成の3つの制度がベースだと思っております。

ただ、いずれにしてもBの2番、3番というのは、経済産業省の制度自体に踏み込むことになります。先ほども申し上げたとおり、「制度はこうあるべき」といった議論をとめるわけにはいきませんが、例えば、「予算の執行というのはきちりと単年度で終わりなさい」、「年度繰越のような形にならないようにしなさい」といったように使い方をきちりと管理するという方向にある中で、「複数年度調査にすべき」などの話をする自身、時間制約がある中で議論を拡散することにならないかというのが私の懸念でございます。先ほど満田委員がおっしゃったように、やはり今の制度を前提に議論をきちりとした方がより建設的な議論

ができるのではないかというのが私の意見です。

原科委員長 むしろ今の制度の中で、どこまで環境社会配慮が可能かというような観点で見直している。

清水部長 はい。今の制度の中での議論をきっちりする方が、本来の議論ではないかと思えます。

原科委員長 それで、どうしても難しい部分があったら、それはプラスアルファで附帯的な事項として加えることもあり得るというぐらいですね。だから現在のスキームの中でまず考えていきたいと思います。そういうような議論の仕方でもよろしいでしょうか。ですから、それにはみ出す部分も拒否するものではありませんけれども、でもそれがメインではなくて、やっぱりスキームの中でやっていくと、そういうような議論の仕方をいたしましょう。

そのことは今みたいに進めることでよろしいでしょうか。

松本委員 確認しますと、つまりBの1は生きるということですね。現在のスキームを前提にすれば、やっぱりこのぐらいしか目的はとらえにくいのではないかというようなことはできるわけですね。調査の位置づけについては議論をしても構わないんですよ。

原科委員長 と思います。

では、これに関してはそのようにいたします。

ほかにございますでしょうか。今後の検討の進め方について。

どうぞ、松本委員。

松本委員 もう一点、似たようなところがFの3なのですが、これも私のイメージとしては、経済産業省に対して意見を言う必要があると思っているところなわけです。つまり受託案件ですから、ジェットロが受託できるかどうかはもちろんわからないわけです。ただし、やはりこの案件形成促進の調査が、しっかりと適切な環境社会配慮が行われるように求めなければ、我々がここで一生懸命やっても、余り意味がないかなと。もちろんジェットロだけが受託をできるわけではなくて、例えばもしJICAが手を挙げればJICAにも立派なガイドラインがあるわけですし、あるいは今後その各民間銀行のシンクタンクとかが、そうした自主的なガイドラインを定めれば、受託しても適切な環境社会配慮ができるわけですが、やはり委託元である経済産業省が、そういうちゃんとした受託の要件を整備しないと、本来的に事業そのものは改善しないということで、これも私の議論の前提としては、そうした提言を経済産業省にできないだろうかということを含んでいます。これもある意味ではこのマニフェストというか、制約を超えている部分かと思えますので、もしそこについても何か委員の皆さんでご意見があったら伺っておきたいと思っています。

原科委員長 この件はいかがでしょうか。

清水部長 私の見解は同じでございます。これについても先ほどのBの2、3と同じような扱いに本来すべきではないかと思っております。

原科委員長 ただ、ちょっと違うのではないんですか。制約条件としてはさっきの場合は受託者としての制約ですけれども、これはむしろちょっと違うような感じもするんですけれども。

清水部長 受託要件などを議論するという点では、まさに同じになりますので、これも同じ扱いではないかと私は考えます。

原科委員長 フィージビリティ、可能性といいますか、今、日本の予算制度の中では、さっきのBのところはなかなか難しいですけれども、このFに関してはそういうような制約はないですよ。

清水部長 松本委員のおっしゃっているのは、ジェットロの中のお話というよりは、経済産業省の中のお話になるのだと思います。

原科委員長 それはそうですけれどもね。ただ、こちらが声を出すときに、こういう意見を出すときに、とてもすぐには対応できないことを言うのか、経済産業省がそれなりに対応できそうなものなのか、そういう意味でちょっと違うのではないんですか。

清水部長 ただそれは、我々のやはりマンデートの範囲ではないというふうに私はさっきから再三申し上げているんです。

原科委員長 もちろんそうです。マンデートの範囲ではないけれども、そればかり言っていると、進まないですよ。新しいことは、だからそれを超えるやっぱりマインドがないとだめだと思いますよ。

満田委員 委員会としてはここはまさに議論すべき点なんではなからうかと思っております、その委員会で出てきたものがジェットロとして受けとめかねるみたいなこともあったときには、難しいところなんだろうなと思うんですが、委員会としては議論をすべきポイントだと思っております。成果物であるガイドラインをつくるための議論の中で出てきたものは、なるべく有効活用して、ガイドラインの中でたとえ落とし込めなかったとしても、それは委員会レポートみたいな形で残すという選択もあるのかなと思います。

原科委員長 柳副委員長。

柳副委員長 私も今の満田さんの意見に賛成で、ジェットロとしていろいろとガイドラインを定めるに当たって、検討して中に落とし込めてガイドラインとして策定する事柄と、その検討の過程で改善的に、こういうことは改善していかなければいけないということで、それは特に経産省の受託要件にかかわるといような内容があつて、やはりそこはやっぱり改善しなけれ

ばいけないというような議論になれば、それは提案とかそれから要望というような形で、それは別途そのガイドラインとは別で提案するというのも必要で、そういうことをやっていかないと、なかなかジェット口としても困っていくことになるのではないかなと。そういうような事柄があれば、それはちゃんと整理した方がいいというふうには思います。

原科委員長 清水さん、どうぞ。

清水部長 私が申し上げているのは、議論するなど申し上げているわけではなくて、当然いろいろな議論が出てくるのだと思っています。ただし、この委員会の目的は、ジェット口事業の環境社会配慮のガイドラインをつくりましょうということですから、その目的の中に入るものとして、経済産業省のいろいろな制度に係る事項まで書き込めるかということ、そうではないでしょうかと申し上げているのです。ですから議論はやはり我々のマンドートの範囲内で行うべきなのだと思います。それを超える部分について議論がなされたところをどう扱うかというのは、最終的にこの委員会が判断されればいい話だと思っています。今後、議論を進めていく上で、決めていったら良いのではないかと私は思っております。

いずれにしても、ガイドラインの中に経済産業省のこの制度を直すべき等と書いても、意味がないだろうということです。

原科委員長 それはもうおっしゃるとおりです。それはもう当然です。そういうふうにはわかっています、プラスアルファの議論の扱いをどうするかということで、それだからプラスアルファが出た場合に、しかるべき対応をしましょうという点では、ほぼ共通したと思いますので、ガイドラインの中身としてはもちろん入ってこないというのはおっしゃるとおりでございます。

それでは、そんなふうに進めたいと思います。あと、進め方でご意見ございますでしょうか。満田委員、どうぞ。

満田委員 ちょっと質問です。

スケジュールとして当初4月ぐらいまでにドラフトアップみたいなことを伺っていたんですが、もはやそのスケジュールは実現できないのではなからうかと思えます。大体いつぐらいまでに、何回ぐらい委員会を開催して、アウトプットをどういう感じで出すというのは。

原科委員長 ではこれは事務局、ちょっと今の状況を。どんなふうにとったらいいかご説明ください。

事務局（藤崎） ご承知のとおり、もう3月末でございまして、それで以前から総務部長からも申し上げていますとおり、別に期限をこうこうしなければいけないという区切り方をしているわけではございませんので、皆様のご議論が集約できたところで決着ということになり

ます。

原科委員長 ガイドライン、具体的に文案もつくらなくてはいけないですから、そういう作業もそろそろ始めないといけないですね。ある程度議論が進みましたら。

事務局（藤崎） 文案もつくる必要もございませし、タイムスケジュール的に考えていただきますと、これをやった後に文案ができましたら、パブリックコメントをかけますので、そういった時間も1カ月という形で必要でございますので、そのあたり要するに私どもの議論が集約をして、文章ができたならその次にそういうステップもあってようやくでき上がるというものだとご理解ください。

原科委員長 ですから、文案をつかって、それをここでもんで、そしてパブコメかけて、またフィードバックというそういう一連のプロセスになると思います。ですから、数カ月はかかりそうでしょうか。うまくいけば夏ぐらいまでにはできればいいですけれども、もうちょっとかかるかもしれません。そういうことで4月はできたら2回ぐらい議論の場を設ければ、少しペースアップするかと思います。

何か提案、よろしいですか。そんなようなスケジュールとお考えください。

どうぞ。

松本委員 そうすると、私ももうここまで議論がくれば、文案をつかって議論をしてここで審議するという報告でいいと思うんです。CSRというか、貿易・投資促進の方と、案件形成の方と2つワーキンググループを走らせながら、もう案をどんどんつくっていったらいいというふうに思います。

原科委員長 CSRに関しましては先ほど申し上げたとおり、そろそろ文案ということで、ワーキンググループをお願いしました。ただ案件形成は、まだ十分議論がないと思いますからもう一回ぐらい議論をした上で、作業に入った方がいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

松本委員 その場合のテーマはどのあたりになりますか。

原科委員長 もうちょっと事業担当の方から具体的な情報提供をお願いした方がいいんじゃないかと思ひまして、先ほどそんなようなことをちょっとおっしゃったと思いますけれども、いかがでしょうか。

清水部長 もう一度、事業のフローなどをご説明した上で、お話しした方がいいのかとは思ひます。ワーキンググループというスタイルなのか、どんなスタイルなのかは分りませんけれども。

原科委員長 次回、この委員会、私はこのメンバーが参加した方がいいと思ひますけれども、

ただ、なかなかお話しをしにくい点が、もしいろいろ出てきた場合は、そういう点も勘案して、部分的に非公開のようなことで、この委員会でやっていくとか。そんなことも考えたらいいかと思います、いかがでしょうか。

清水部長 細かくやりとりをするプロセスが必要なのかと思います。ひざ突き合わせて議論をする場が、1回、2回必要なのかと思うのですが、いかがでございましょうか。

原科委員長 そのひざ突き合わせてとおっしゃるのは、ワーキンググループみたいな形ですか。

清水部長 形式はどんな形でも構いませんが、先ほど松本委員がおっしゃったように、委員の中の有志の方、もしくは一部の方と事務局が担当セクションとお話をするというスタイルがあってもいいのかと思います。ワーキンググループスタイルなのかとも思いますが。

原科委員長 いかがでしょうか。今のご提案ですが。

有志の方、どのぐらいいらっしゃるかな。今のところで。ちょっと有志の方、どのぐらいですか。少々挙げて……余りいないのかな。よろしいですか。委員会でやるのであれば、みんな全員顔を出してくれるということかな。委員会の形式だとやりにくいですか。

清水部長 そういうことはありませんけれども、細かくいろいろな項目について、今お手を挙げて下さっている有志の方は意見交換をされたいのかと考えると、少しインテンシブに議論をする場の方がいいのかなとは思いますが、いかがでございましょうか。

原科委員長 私としては、その議論もちゃんと記録した方がいいと思うので、なるべく委員会の方がいいと思いましたが、どうでしょうか。

どうぞ、松本委員。

松本委員 ガイドラインの策定のプロセスはまさに今原科委員長がおっしゃったように、できるだけここでシェアするというのが原則だと思いますので、それがいいと思いますが、もし清水部長の方でやはりそういうしっかりと理解した上で、いろいろな議論をしたいということであれば、本当にこの委員会ではなくて、何か非公式の勉強会みたいなものを用意していただいて、そこでその日その時間に来られる委員が行って、少し勉強会というような形でそれぞれ我々も例えば私自身がかかわっている分野とか、あるいは満田委員がやってきた分野とかから言えることもあるかもしれませんが、具体的にガイドラインの文言を議論するというよりは、我々がやってきたことをお互いにシェアするような勉強会という場で、もしそちらの方で主催していただいて参加するという、そういうことをやるのがもう少しプロダクティブになるのであれば、私はそういう会があること自体はいいのかなと。ただし、やはりガイドラインの文言の議論については、この場で議論をした方がいいということなんだと思います。

原科委員長 それでは、特に委員会の形式でという強いご意見がないようですので、むしろ今おっしゃったように、少人数でワーキンググループということで行いたいと思います。

このワーキンググループは、この案件形成に関する文言を考える作業をするということのワーキンググループで、ワーキンググループプラスアルファ、有志の方ということにします。そのワーキンググループの勉強会を経まして、ワーキンググループでさらに作業していただいて、文言作成に入っていただきたいと思います。その文言作成ができましたら、そのドラフトをこの委員会で議論すると。

そんな進め方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうすると、4月の前半ぐらいにそういう勉強会を開いていただいて、後半の場でドラフトを用意していただいて、議論をすると思います。よろしいでしょうか。

この草稿のワーキンググループのメンバーは決まっておりますか。まだ決まっていないですね。1人、松本委員。あとどなたでしたか。事務局。

全然決まっていない。では手を挙げていただく。お一人松本委員。ほかにございますか。各分野から。高梨委員、宮崎委員どちらかお願いした方がいいですね。では高梨委員に入ってくださいようによみましょうか。

満田委員 兼任して構わないということであれば。ただ、幅広い人が担当した方がいいかもしれない。

原科委員長 そうですね。産業界と、それからNGO代表、あとやっぱりこの川村委員、柳委員、村山委員、まあ川村委員は両方ですね。遠いからちょっと大変かな。その3人の中、どなたか1人ぐらい。どうでしょう。

柳委員。

ではお三方でいいですか。ではプラスアルファで満田委員も適宜ご参加いただいて。いいですか、そういうことで。

それから、事務局はそうするとやっぱり藤崎さんですね。そんなふういたします。ではワーキンググループメンバーは確定いたしました。

清水部長 事業の担当部が入ります。

原科委員長 事業部、当然担当部、よろしいですね。事業部が。

ではそういうことでもう一回確認いたしますと、委員としては、柳委員、それから高梨委員、松本委員、満田委員、それから藤崎委員……事務局は植田さんですか。それから清水部長ということですね。6名、ワーキンググループです。それ以外にも有志の方、ぜひこの勉強会に参加していただきたいと思いますので、勉強会に関しましては、連絡は事務局からお願いしてよ

ろしいですか。では、4月の前半に持っていただくということにいたします。

それから後半の委員会の日程の調整でございますけれども、そうしますとお手元の資料にございますように……資料はないですか。

ではちょっと事務局からお願いします。

事務局（植田） 今後につきまして、皆様26、27のあたりでいかがですかということでごつてありますので、今ぼちぼちご返答いただいているところですので、皆様の状況を見た上で、最終的に決定させていただきたいと思います。

原科委員長 26日の午後か、27日のお昼前後というようなことで、今枠をとっております。どちらかに決めさせていただきます

その前に勉強会とワーキンググループの作業を行っていただきます。ですから、ワーキンググループの皆さんは、26日ないし27日のこの委員会、研究会には、ドラフトを出していただくと、そういう宿題が出されました。よろしいですね。ということをお願いいたします。

いいですか。決定ですよ。それからCSRの方はその先6月ぐらいの委員会を出していただくとなりますね。CSR、それより先に出るんなら早くてもいいですけども。ちょっとかかりますね。

では、次回は4月下旬に、そういうことでワーキンググループの作業をやっていただいた上で、ドラフトを出していただくことになります。ドラフトは全部完全にできなくても、一部、その3時間という時間の中で議論できる範囲のものでよろしいですから、完全にできなくてもよろしいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議論はここまでいたします。若干オーバーいたしました。どうもありがとうございました。

午後 5時15分閉会